

新宿区第二次環境基本計画

(案)

平成 24 年 8 月

新 宿 区

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の目的	
2 基本事項	
2-1.位置づけ	
2-2.対象期間	
2-3.対象範囲	
3 各主体の責務・役割	
第2章 新宿区を取り巻く環境の現状	7
1 環境を取り巻く社会的動向	
1-1.全国的な環境トピック	
1-2.国・都の環境動向	
2 新宿区における取組状況と課題	
第3章 計画の目指すもの	21
1 計画策定の視点	
2 目指すべき環境像	
3 計画の体系	
4 5つの基本目標	
基本目標1.人と自然が調和したまちの快適空間を創出します	
基本目標2.資源循環型の社会を構築します	
基本目標3.身近な生活環境の安全安心を守ります	
基本目標4.地域に根ざしたエネルギーの確保と効率的利用を推進します	
基本目標5.地域・地球環境に配慮した都市づくりを進めます	
5 横断的な取り組み	
5-1.参加と協働の促進	
5-2.環境と経済の両輪推進	
第4章 重点的な取り組み	37
1 環境活動におけるネットワーク化	
2 新宿型スマートコミュニティの形成	
3 都市における自然の拡充	

第5章 個別施策と各主体の取り組み 45

- 1 人と自然が調和したまちの快適空間を創出します
 - 1-1.自然とのふれあいの場の創出
 - 1-2.都市のアメニティの確保
- 2 資源循環型の社会を構築します
 - 2-1.3Rの推進
 - 2-2.ごみの適正処理
- 3 身近な生活環境の安全安心を守ります
 - 3-1.公害対策
 - 3-2.有害汚染物質の適正管理等
- 4 地域に根ざしたエネルギーの確保と効率的利用を推進します
 - 4-1.創エネの推進
 - 4-2.地域エネルギーマネジメントの構築
- 5 地域・地球環境に配慮した都市づくりを進めます
 - 5-1. 地球温暖化対策の推進
 - 5-2. ヒートアイランド対策の推進

第6章 推進体制と進行管理 67

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

第 1 章 計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的

私たちの新宿区は、約32万の人口とその倍を上回る70万を超える来街者を抱え、首都東京の中心機能である都庁舎が立地し、世界一の乗降客数を誇る新宿駅、日本一の大繁華街と言われる歌舞伎町を有し、まさに日本の中心に相応しい都市として発展を続けています。新宿副都心地区には高層ビル群に代表される業務オフィスが集積し、また早稲田大学や東京理科大学といった大学・学校も多く、ここでは日本の最先端の研究や技術開発が行われています。

また、落合地区や戸山団地をはじめとした住宅団地や、商店街や中小町工場が点在する混在型の住宅地も広がり、人々の生活の場ともなっています。そこには神楽坂をはじめとした路地・坂の親しみやすい地形、花園神社や四谷寺町などの社寺仏閣、漱石生家跡など歴史文化が根付いており、暮らす人や働く人の憩いの場ともなっています。

市街地のイメージが強い新宿区ですが、新宿御苑、神宮外苑、おとめ山（落合）、箱根山のようにまとまった自然も残っており、神田川や妙正寺川などの水辺、江戸時代の武家屋敷に由来する戸山公園、新宿のシンボルとなる新宿中央公園など水と緑にも恵まれ、そこには多くの生物が棲息する緑豊かな都市でもあります。

このように我が国を代表する新宿区ですが、一方で事業活動や日常生活からの環境負荷の増大も懸念されています。オフィスから排出されるCO₂や使用するエネルギーは多量ですし、繁華街における悪臭などの問題も発生しています。また、地球温暖化防止やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全など地域・地球規模での課題も深刻化しています。

さらに、平成23年3月11日の東日本大震災での教訓を契機に、今後一層の節電や創エネ¹を促進するとともに、太陽光といった再生可能エネルギーの利用・普及促進と、これらを複合的に連携させた自立型・分散型エネルギーシステム（スマート・コミュニティづくり）の喫緊性も高まっています。

これらの課題に対して、これまで新宿が蓄積し培ってきた豊かな地域の力、新宿に集まる多種多様な人のもつ無限に広がる未知のエネルギーといった『新宿力』²を存分に発揮し、区民・事業者・区の連携・協働のもとに、住む人、来る人、活動する人を問わず、子供からお年寄りまで全ての人が安全安心に活動できる環境を、皆の力で創りあげていくことが必要となっています。

¹創エネ

企業や家庭が照明をLED電球に交換したり、これまでムダ遣いしていた電気を減らすことにより、他で使える電力を増やすこと。相対的に新たに発電するのと同じ効果が、欧米では導入が進んでいる省エネ策の一つです。

²新宿力（「新宿区基本構想」より）

新宿の強みとして以下の2つを意味します。

①自然や歴史、文化芸術、経済活動等を背景に、これまで新宿が蓄積し培ってきた豊かな地域の力

②多様性、先端性を受容する、都市としての懐の深さを背景に、新宿に集まる多種多様な人のもつ無限に広がる未知のエネルギー

特に昨今の地域・地球規模での環境問題は、私たちの生活や事業活動と密接に結びついています。これらは、私たちが自らのことだけを考えるのではなく、より広域的な視野で考え、一人ひとりができることを地道に取り組んでいくことが、解決への道筋になります。そして、こうした取り組みを今すぐにも進めなければ、新宿区の良い環境を次の世代へ引き継ぐことさえ危ぶまれます。

一方、このような取り組みを進めるための基盤となる地域の繋がりは、ますます希薄になってきています。さらに昨今の経済情勢の低迷もあり、環境よりも経済を優先する考えの人も増えつつあります。

しかし、私たちが本当に安全安心な生活を確保し、そこに真の心の豊かさを見出すためには、良い環境は無くしてはならないものです。このためには全ての主体、全ての地域を超えた、あるいは包含した連携・協働のもとに、新宿区全体が一丸となって取り組みを進めることが重要です。

新宿区では、2004年（平成16年）に『新宿区環境基本計画』を策定し、2008年（平成20年）に「地球温暖化・ヒートアイランド現象を防ぐ」を重要課題として計画改定（以降、「第一次計画」という）を行いました。その後、2011年（平成23年）3月に『新宿区地球温暖化対策指針』を策定するなど、環境政策を着実に進めてきました。

これらに加え、今、まさに必要なのは、全ての主体が協働し、一体となって環境への取り組みを進めること、そして、強い原動力の一つである経済面を環境分野に取り込み、環境と経済が両輪となって強烈に進めていくためのグリーンイノベーションを起こしていくことです。

この『新宿区第二次環境基本計画』は、新宿区の将来の環境を見据えながら、『新宿力』を存分に発揮し、各主体の「参加と協働の促進」と「環境と経済の両輪推進」を土台とし、次の10年間に進めるべき基本目標と具体的な施策、取り組みを示すことを目的とします。この計画に基づき、一人ひとりが「できることを着実に実行する」ことにより、今以上に素晴らしい新宿区の環境が築かれていきます。

そして、良い環境の保全のみならず、生活、経済、都市活動が一体となって好循環を巻き起こし、ひいては私たちの真の幸せの実現に繋がるのです。

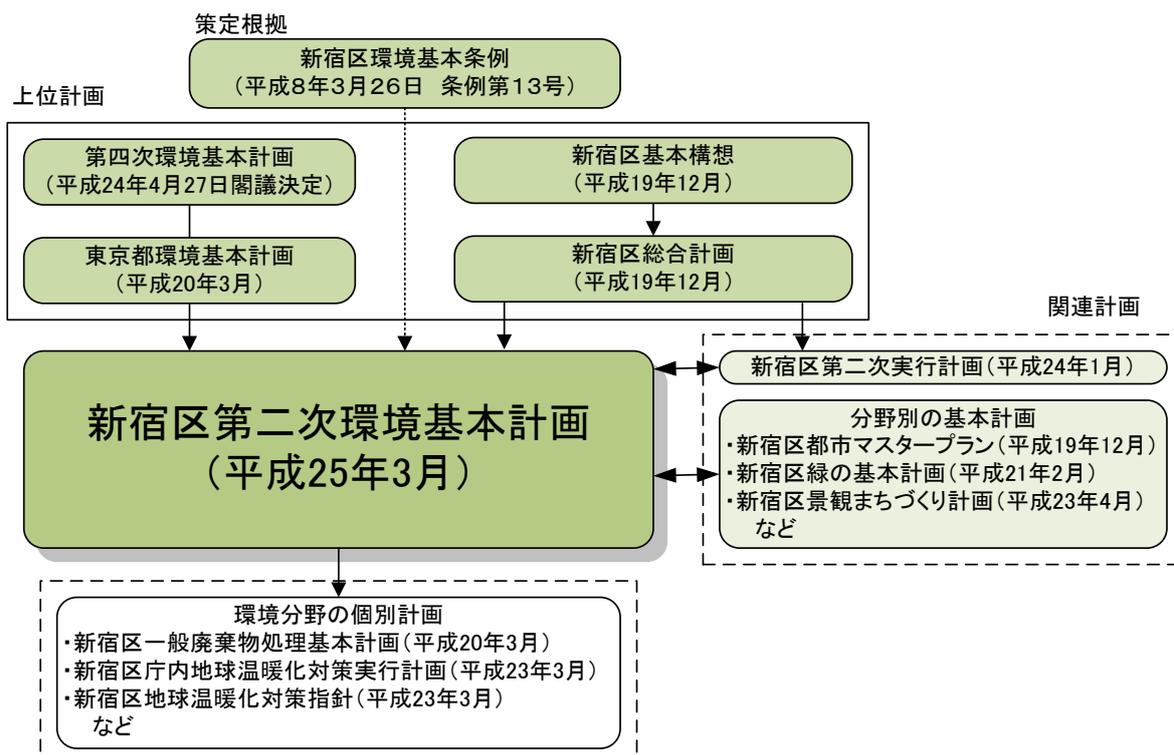


2 基本事項

2-1. 位置づけ

本計画は、新宿区環境基本条例第7条³の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための計画であるとともに、『新宿区基本構想及び新宿区総合計画』に基づく環境分野の個別計画でもあります。

また、都市計画マスタープラン、みどりの基本計画、景観計画など、他分野の基本計画との整合性や役割分担に留意しつつ、各計画と相互連携していく必要もあります。



³新宿区環境基本条例第7条

区長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、環境に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の体系
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ新宿区環境審議会の意見を聴かなければならない。

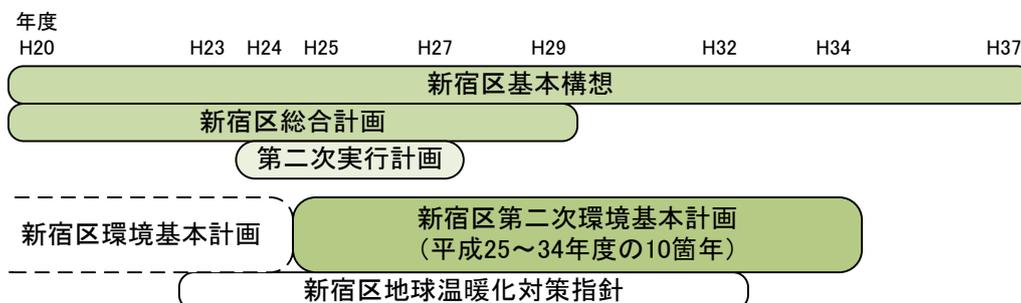
4 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるものとする。

5 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

2-2. 対象期間

本計画の対象期間は平成 25 年度（2013）～平成 34 年度（2022）の 10 箇年とします。



2-3. 対象範囲

本計画の対象となる環境分野はおおむね以下のとおりです。

環境分野	具体的な項目
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とのふれあいの場（公園、河川など） ・ビオトープ、生物多様性
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの美化（ポイ捨て防止、路上喫煙対策など） ・人に優しいまちづくり ・まちなみ、景観
資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ・3R（リデュース、リユース、リサイクル） ・ごみの適正処理
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・公害対策 ・有害汚染物質対策
地域・地球環境	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ、創エネ ・地域エネルギーマネジメント ・地球温暖化 ・ヒートアイランド現象
参加と協働	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育、環境学習 ・環境活動 ・情報発信、意識啓発
環境と経済	<ul style="list-style-type: none"> ・産官学連携 ・グリーン経済、環境ビジネス

3 各主体の責務・役割

地球温暖化をはじめとする環境問題は、日常生活や事業活動などあらゆる人間活動に起因していることから、社会を構築する全ての主体が自らの問題として認識し、それぞれの立場でできることから取り組みを進めていくことが必要です。

新宿区環境基本条例の理念に基づき、各主体の定義と責務・役割は次のとおりです。

主体	定義	責務・役割
区民 地域組織 活動団体 学校	<p>新宿区に住む人はもちろん、新宿区で働き、学び、活動する人、いわゆる昼間人口も含まれます。</p> <p>また、地域でまちづくり活動や交流活動に取り組む活動団体、NPOまたはコミュニティグループなどの組織も概念として定義します。</p> <p>なお、新宿区の将来を担う小中学生は環境教育などで特に重要であるため、別途特筆することもあります。なお、「学校」と書かれている場合は、区立の小・中学校を言います。</p>	<p>新宿区内でも地域による特色があり、取り組みやすい施策にも地域によって違いがあります。そのため、地域特性にあわせ、個人と団体等が連携して取り組むことが重要です。</p>
事業者 商店会等 大学・学術 研究機関	<p>新宿区内で事業活動を行う企業、商店、病院等の法人や、小売業や自由業などの個人事業者も含まれます。</p> <p>また、大学などの学術研究機関や教育機関も事業者として含めて考えます。</p>	<p>事業者が環境に与える影響は少なくありません。一連の事業活動を見直し、環境への負荷の低減に努め、環境に配慮した活動への転換が求められます。</p> <p>新宿区は多くの企業や商店街が集中している地域でもあります。そこでは各種環境保全活動が行われていますが、オフィスや中小事業所においても展開を図る必要があります。</p>
区	<p>区は2つの側面があります。一つは行政として、環境施策等を推進する立場になります。もう一つは、区自体も様々な事業活動を行う事業者としての側面です。</p>	<p>行政の立場としては、環境に関する施策、取り組みを各主体との参加・協働のもとに推進していくことが求められます。</p> <p>一事業者の立場として、環境負荷低減等の取り組みを率先して進めることが求められます。</p>

第2章 新宿区を取り巻く環境の現状

第2章 新宿区を取り巻く環境の現状

1 環境を取り巻く社会的動向

1-1 全国的な環境トピック

◆生物多様性

平成22年10月に名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催されるなど、生物多様性に対する意識が全国的に高まっています。

生物多様性を損失させる要因として、「人間活動における生態系の破壊」「外来生物などによる生態系のかく乱」といった直接的な要因や「地球温暖化による危機」といった間接的要因があり、都市生活を営む上でも生物多様性への配慮が必要となっています。



生物多様性のイメージ（資料：環境白書）

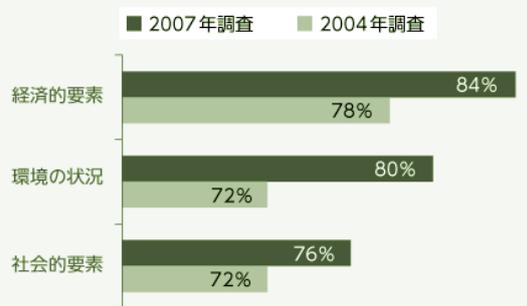
新宿区においても、身近な自然とのふれあいなどを通じて、生物多様性に対する意識の向上を図っていく必要があると考えられています。

◆安全安心、心の豊かさ

人々が望む「豊かな暮らし」とは、主に持続可能な環境と経済と社会の3つの側面の安定の上に成り立っていると考えられます。近年、価値観の多様化から世界的にGDPに代わる指標により「豊かさ」「幸福」を測定しようとする動きがあり、従来の経済指標ではとらえきれない要素も、価値を保全し高めていくことが検討されています。

今から約40年前にブータンのワンチュク国王は「GNH（国民総幸福度）」という概念を打ち出し、物質的な豊かさ（GDP）だけでなく、精神的な豊かさも同時に進歩させていくことが大事であると発言しました。近年になり、日本でもモノよりココロの豊かさを大切にする傾向が見られるようになりましたが、そのココロの豊かさを具現化するための要素として、「環境」も重要な要素のひとつであると言えます。

問：以下の要素は、どの程度あなたの「生活の質」に影響を与えますか？



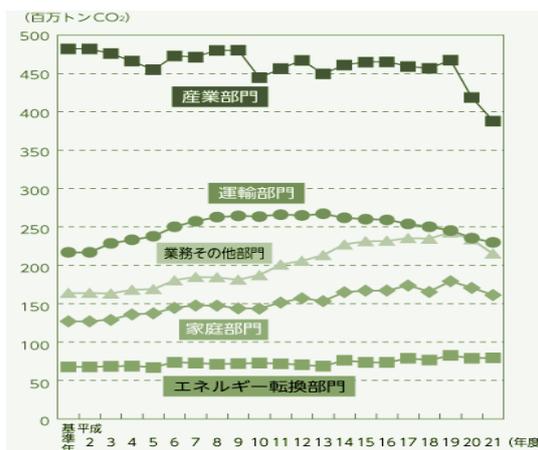
EUが2008年に発表した生活の質に関する調査結果（抜粋）（資料：環境白書）

◆地球温暖化対策・低炭素まちづくり

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2007年（平成19年）にとりまとめた第4次評価報告書では、世界平均地上気温は1906～2005年の間に0.74℃上昇し、最近50年間の気温上昇の速度は過去100年間のほぼ2倍に増大するなど、依然として深刻な状況にあるとされています。この対策の枠組みとして2009年（平成21年）に30近くのに・機関の首脳レベルの協議交渉により「コペンハーゲン合意」が作成され、我が国はこれに基づき「温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%削減する」との目標を気候変動枠組み条約事務局に提出しました。

2010年（平成22年）にメキシコ・カンクンで開催されたCOP16では、先進国・途上国両方の削減目標・行動が同じ枠組みの中に位置づけられ、我が国が目指す次期枠組みの基盤となるカンクン合意が採択されました。この中では最貧国向けの気候変動適応計画の策定や、途上国支援に関連した事項が盛り込まれ、重要な前進となりました。

日本国内のCO₂排出量の推移では、運輸部門、産業部門は減少傾向にありますが、業務その他部門、家庭部門は増加傾向となっています。



日本の部門別 CO2 排出量の推移
(資料：環境省)

また、社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市から発生しており、都市の低炭素化を図るための基本的な方針、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく取り組みなどによる「低炭素まちづくり」が全国で進められています。



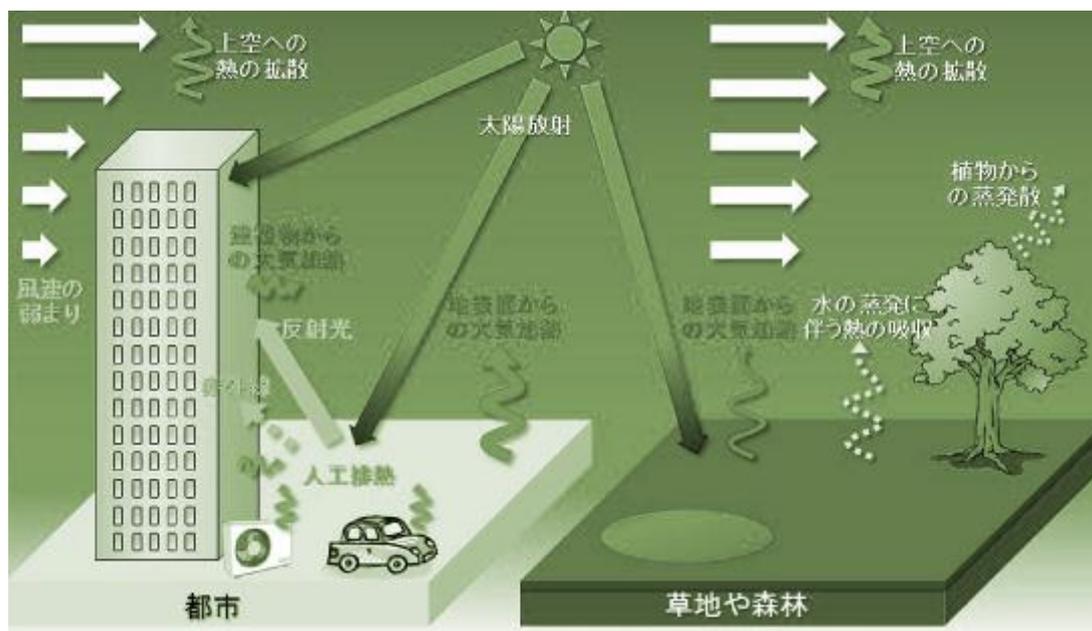
低炭素まちづくりのイメージ (資料：国土交通省)

地球温暖化対策は、新宿区においても引き続き対策を図っていく必要があり、そのために、地球環境に配慮した低炭素型ライフスタイルの定着化を図っていく必要があると考えられています。

◆ヒートアイランド現象

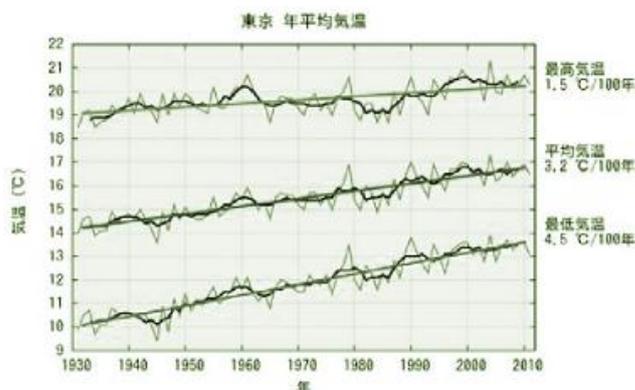
ヒートアイランド現象（heat island=熱の島）とは、都市の気温が周囲よりも高い状態のことで、一般に気温分布図を描くと等温線が都市を取り囲む様子が地形図の島のような形になることから、このように呼ばれます。

特に新宿のような都市部では、水面や森林のような自然地が少ないこと、建物や自動車などからの人工排熱等により、ヒートアイランド現象が顕著であり、熱中症等の健康被害や越冬など生態系の変化などが懸念されます。



ヒートアイランド現象の概念図（資料：ヒートアイランド監視報告：気象庁）

新宿を含む東京の平均気温は、100年間で約3.2℃上昇しています。これは都市化の影響の少ない都市の平均（1.5℃）に対して、2倍以上のスピードでの上昇となっています。環境省は『ヒートアイランド対策マニュアル』（平成24年3月）を公表し、緑化や新技術などによりヒートアイランド現象自体を抑制する「緩和策」と、影響を最小限にとどめる「適応策」の両面から対策を推進することとしています。



東京の年平均気温の変化
（資料：ヒートアイランド監視報告：気象庁）

新宿区においても、「新宿打ち水大作戦」や「みどりのカーテンプロジェクト」など、ヒートアイランド現象を緩和する取り組みが定着しつつありますが、今後もさらに都市緑化の促進やクールビズの浸透など、ハードとソフトの両面から対策をしていく必要があると考えられています。

◆グリーン経済

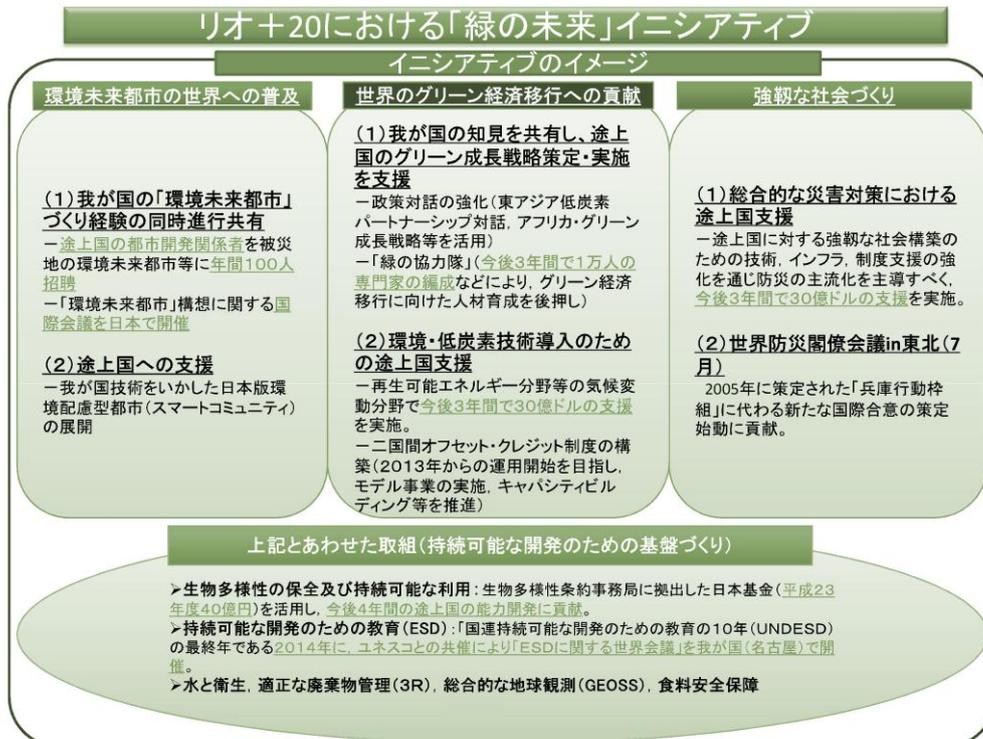
グリーン経済は、環境エネルギー分野での革新（グリーンイノベーション）を起こすことで環境と経済の両立を図り、新たな産業と雇用の創出やライフスタイルの変換などにより持続可能な社会を実現するものです。

グリーンイノベーションは、政府の「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）では7つの戦略分野の筆頭に位置づけられ、具体的には再生可能エネルギーの普及・発展、環境未来都市の創造、森林・林業の再生が掲げられています。環境分野で、140万人の雇用と、50兆円の需要を創造することとなっています。

	早期実施事項 (2010年度に実施)	2011年度に実施	2013年度までに 実施	2020年までに実施すべき成果目標
グリーン・イノベーションにおける国家戦略プロジェクト				
1. 「固定価格買取制度」の導入等		全量買取方式による固定価格買取制度を軸とする政策パッケージ導入（固定価格買取制度については、2012年度からの導入が目途）		再生可能エネルギー関連市場 10兆円
2. 環境未来都市	環境未来都市整備促進法案（仮称）の整備	地域指定	・国際展開	世界トップクラスの環境未来都市の創設
3. 森林・林業再生プラン	実行プログラム作成 木材利用促進法制定	・森林管理 ・技術者の育成 ・伐採規制見直し ・路網整備 ・「森林管理・環境保全直接支払制度（仮称）」導入等		木材自給率 50%以上

新成長戦略 21の国家戦略プロジェクト工程表（資料：環境白書）

「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」における「グリーン経済への移行と持続可能な開発のガバナンス強化」といった新たな政治的コミットメントの表明（今年6月予定）など、「環境」をキーワードとした安心・安全の確保、グリーンイノベーションをまちづくりに活用・発展させることが期待されています。



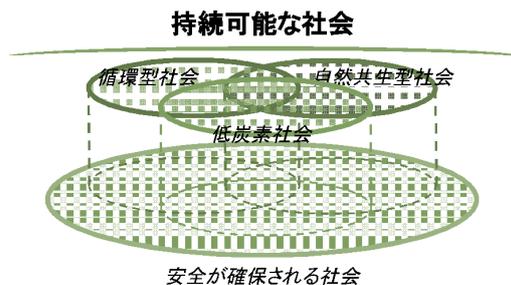
一大商業都市である新宿区においても、商業活動など事業活動における環境配慮は不可欠なものになりつつあり、今後はさらに経済と環境が融合した事業展開を図っていく必要があると考えられています。

◆「第四次環境基本計画」（平成24年4月27日・閣議決定）

政府の環境施策の大綱を定める環境基本計画は、環境基本法に基づいて定められ、今回の計画は、平成6年、平成12年、平成18年に続く第四次の計画となります。環境基本計画は、政府が一体となって進める施策とともに、地方公共団体、国民の皆様をはじめ、多様な主体に期待する役割についても示しています。

この、第四次環境基本計画では、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけられています。

また、環境の各分野に共通する重点政策として、個別的分野全てに共通するものとして横断的な3分野を位置づけ、「個別的分野」と「横断的分野」の両軸からの推進が打ち出されています。特に、横断分野においては「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備」が掲げられ、環境政策を推進するため重要な仕組みとして認識されています。



◆「東日本大震災を踏まえた今後の環境政策のあり方について（中間とりまとめ）（東京都：平成23年11月21日）」

東日本大震災を受けて東京都が直面した課題として以下の3つを掲げ、これに対する早急な対策を講じることとして、東京都環境審議会において議論されてきた内容の中間とりまとめです。これに対してパブリックコメント（H23.12.20まで）を行い、平成24年春に答申を行うものとしている。

<p>省エネルギーとエネルギー供給の安定確保・低炭素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の系統電力供給の不安定化と社会経済活動の制限 ・火力発電への依存度の高まりに伴うCO2排出量の増加 	<p>震災に伴う環境リスクへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質や高圧ガスの保管施設での事故 ・放射性物質のリスクや都民の不安 	<p>日本及び東京の国際的地位の低下・プレゼンスや国際競争力の低下</p>
<p>低炭素・高度防災都市を目指した環境エネルギー政策</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 合理的な省エネルギーの更なる推進 (2) 低炭素・分散型エネルギーの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・自立・分散型エネルギーの確保 ・より低炭素な火力発電への転換 ・再生可能エネルギーの普及拡大 (3) 都市づくりにおける省エネルギーと低炭素・分散型エネルギー有効活用 	<p>災害に伴う環境リスクから都民生活を守るための対策</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 高圧ガスや化学物質の安全対策 (2) 火力発電所等の稼働増への対応 (3) 事故由来放射性物質によるリスクや都民の不安への対応 	<p>震災後の東京のプレゼンスと国際競争力の回復・向上</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 環境面での東京の魅力を高める (2) 世界の都市の環境問題解決に積極的に貢献する (3) 地球規模の環境問題に先端的に取り組む

2 新宿区における取り組み状況と課題

新宿区ではこれまで、第一次計画に基づき区民・事業者とともに、さまざまな取り組みを行ってきました。ここでは、新宿区におけるこれまでの取り組み状況等から、今後に向けての課題を整理します。

◆参加・協働

平成16年6月に環境学習情報センターが開設され、ここを拠点にして様々な環境活動が行われ、環境保全のための普及・啓発、情報発信なども行われてきました。また、地域での美化活動など、地域住民や団体、事業者による環境活動も積極的に行われるようになってきています。



この10年で環境に関する情報も広報などを通じ、行政サイドから積極的に提示されるなど、環境情報の共有が進むとともに、それぞれの主体による活動の活発化などもみられるようになってきましたが、今後は、各種情報の一元化など、区民の欲しい情報が効率的に提供できるような工夫や、各活動団体等の相互交流、協力・評価しあう体制づくり等が必要になってきています。

また、区では中小企業向けの融資制度や商店街が実施する活動（ゴミゼロ運動、エコマネーの導入等）やイベント事業に補助金を交付していますが、企業における制度の導入実績や商店街主催イベントへの参加者数などについては伸び悩み感もあり、さらなる既存制度の周知、利用促進や商工業者が行う活動、イベント等への支援が必要となっています。

◆環境教育・学習

エコリーダー養成講座の修了生による出前講座が小中学校や児童館で行われるなど、区内での環境学習の取り組みはますます広がりを見せています。また、省エネ・環境マネジメント実践講座やエコビジネスCSRセミナーといった事業者向けの環境教育プログラムも充実してきました。

今後は、環境に興味のない人に対するPRも含めて、環境学習・環境教育のすそ野を拡げていくことも必要となっています。



◆自然とのふれあい

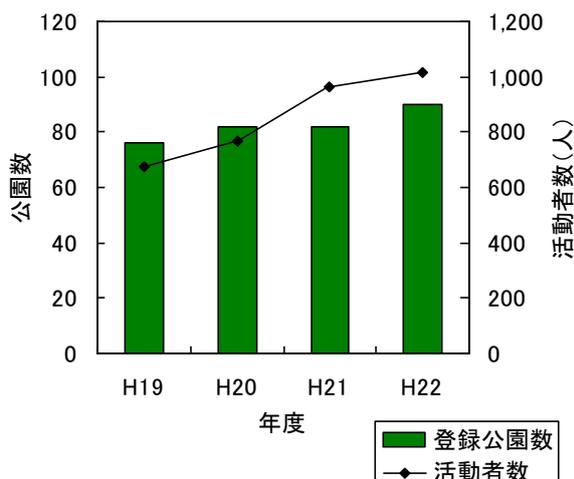
公共施設の緑化やビオトープの整備などの都市緑化が進められ、区全体の緑被率（将来目標：25%、H22 現在：17.87%）も年々増加傾向にあります。平成 22 年 3 月には戸塚地域センター内に「神田川ふれあいコーナー」が開設されるとともに、階段護岸などの親水施設も整備されるなど、水辺とのふれあいの場も整備されてきました。

また、公園や道のサポーター制度による登録数や活動者数も年々増加しているとともに、協働によるビオトープや公園づくりが進められています。

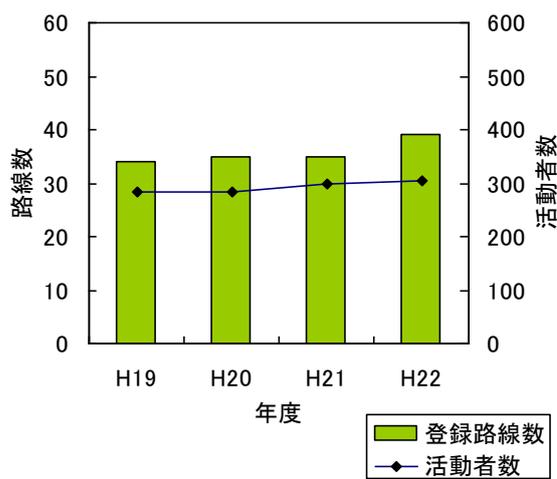
今後は、これら身近な自然とのふれあいや活動を通して、都市における自然のあり方、係わり方についての区民や事業者の考えを整理しながら、都市におけるみどりの重要性について、区民や事業者と一緒に考えて、区内の自然の質を高めていく必要があります。



公園のサポーター制度



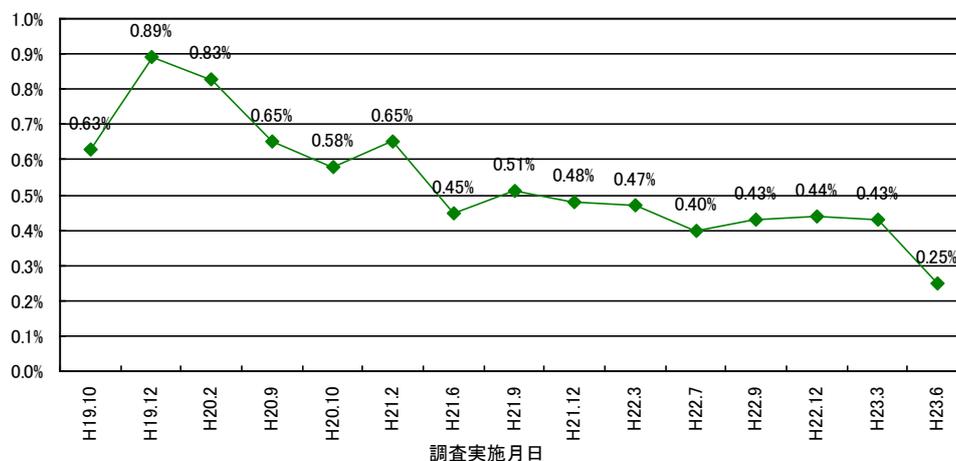
道のサポーター制度



◆都市アメニティ（快適性）

平成 17 年 8 月の「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」の施行に伴い、区内全域での路上喫煙が禁止となりました。それ以降、ごみゼロデー参加者の増加や路上喫煙率の低下など、まちの美化に対する区民の意識は着実に向上しています。しかし、一方で条例を知らない来街者が多い繁華街など、一歩中に入るとまだまだ路上喫煙が見られるなど、さらに対策や啓発活動をしていく必要もあります。

路上不法占用物件等の追放や放置自転車・路上駐車対策については、区民や事業者、警察などが連携して監察や啓発活動を行うなど効果的な対策を展開していることもあり、全体的に改善傾向を示しており、今後もさらなる活動の推進が必要となっています。



路上喫煙率の推移(新宿区資料)

平成 21 年 4 月には景観法に基づく「新宿区景観まちづくり計画」（平成 23 年 4 月改定）が策定され、この計画をもとに、まちなみや景観に関する施策の展開や規制誘導が行われています。また、地域環境特性を活かしたまちづくり推進の一環として、東京大学・早稲田大学・工学院大学との協働により「景観まちづくりガイドブック」が発行され、区内に 10 地域ある特別出張所単位で、それぞれの地区の景観特性に合わせた方針が示されています。

このように、今後、街並みなどの景観への配慮については、この景観まちづくり計画と調整を図りながら、進めていく必要があります。



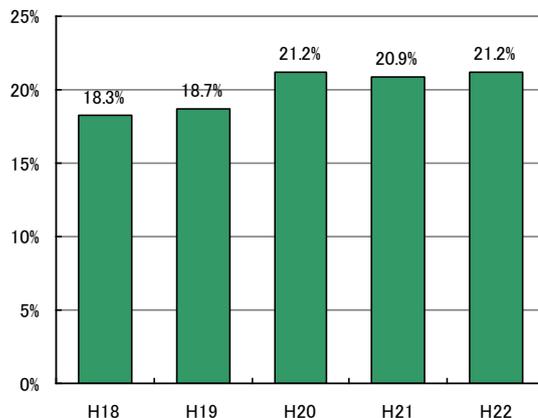
◆資源循環

リサイクル活動センターでは、家具のリユース事業や日用品修理再生事業「日用品ホスピタル」「おもちゃ修理」、月1回のフリーマーケットを行うなど、リサイクル活動の拠点となっている他、新宿清掃事務所でも、リサイクルの必要性やごみ分別体験などの出前講座が実施されています。

また、平成21年10月に、新宿発「エコな暮らし」3R協働宣言を実施し、区民のみならず、通勤通学者、来訪者に対して広く情報を発信するなどの普及啓発も行っています。

このように、ごみの発生抑制や資源循環に対する考え方は、広く区民に浸透してきており、ごみの排出量も着実に減少し、資源化率も向上しています。

一方、ごみの排出抑制や資源循環に配慮した生活をおくっても排出されるごみはあります。これらのごみについては、安全、適正に処理する必要があり、路上などに放置される不法投棄ごみについても、まちの美観にも関わってくる問題であるため、区民や警察などと協働するなど監視体制を強化し、発生抑制や再発防止につなげていく必要があります。



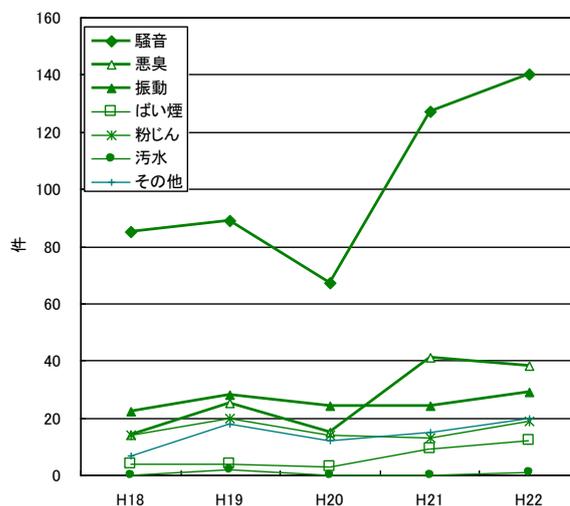
資源化率の推移(新宿区資料)

◆公害問題・環境汚染

新宿区内においては、大気環境や水環境などの都市型公害については、一部の項目を除き、環境基準に100%適合し、改善の方向にあるといえます。ただ、近年では悪臭や騒音といった新たな生活型公害が増えている現状にあります。

有害化学物質については、都と連携して規制や監視を行っています。平成23年には新宿区の地場産業である印刷製本関連の事業者と地元住民による、化学物質の環境配慮への取り組みに関する意見交換会が行われ、リスクに対する情報公開が進められています。

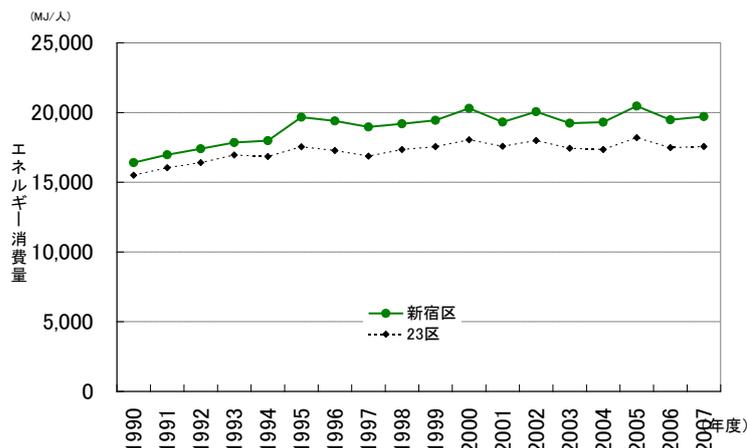
また、自動車交通については、庁有車に関しては、環境にやさしい車の導入が進んでいるように、排ガスによる大気汚染だけでなく、地球温暖化への影響などにも考慮した対策を進めていく必要があります。



公害苦情件数(新宿区資料)

◆エネルギー利用

家庭のエネルギー消費には、区内の人口や世帯数の変化によるエネルギー消費構造の変化が大きく関わっていると考えられます。新宿区は、人口はほぼ横ばい傾向であるものの世帯数は平成7年度以降増加しており、核家族化が進んでいます。こうした影響もあり、新宿区の一人あたりエネルギー消費量も増加傾向にあり、23区平均を上回っています。



新宿区一人あたりエネルギー消費量

(オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成)

エネルギー問題については、東日本大震災以降、都内でも計画停電が行われるなど、エネルギーリスクに対する危機意識も高まっています。このような中で地域分散型エネルギーによるリスク管理なども考えていく必要があると考えられます。



新宿区 の 環境施策

新宿区では、東日本大震災による電力不足、地球温暖化対策のため、「ストップ停電&温暖化 節電大作戦!!」を実施します。

① ストップ停電&温暖化 節電大作戦!!
② イベント「POWER SAVING in 新宿」

節電にご協力下さい

ストップ停電&温暖化 節電大作戦!!

東日本大震災の影響により、関東地方から東北地方にかけての電力供給能力が低下しています。新宿区では区民・事業者の皆さまに一律の節電を呼びかけるとともに、区政においても節電を行います。

- 家庭の節電対策** 省エネナビを貸出しています(無料)
新宿区内に居住しているご家庭に省エネナビを貸出しています。ご家庭の電気の使用をリアルタイムで表示する「省エネナビ」を活用して、効果的な節電に取り組みましょう。
[申込み・問合せ] 新宿区環境対策課エコライフ推進課 ☎03-6273-4267
- 事業所の節電対策** 省エネルギー診断(無料)
新宿区内のオフィス・工場・テナントビル等を対象に省エネルギー診断を実施しています。エネルギーの専門家による現地調査により、エネルギー使用状況の分析や、改善を行います。
[申込み・問合せ] 新宿区環境対策課エコライフ推進課 ☎03-6273-4267
- 区の節電対策** 区有施設全体で、15%以上の電力を削減します
*7月から8月までの間、地域センターを推進で閉鎖します。
*施設内の照明数を減らし、空調の電力を削減します。
*エアコンの使用管理を徹底し、空調にかかると電力を削減します。
[問合せ] 新宿区環境対策課エコライフ推進課 ☎03-6273-2762

イベント「POWER SAVING in 新宿」

～夏の涼しい過ごし方～

東日本大震災による電力不足により、多くの区民・事業者が積極的に節電に取り組んでいます。これまでの私たちのライフスタイルを見直し、「知恵」と「工夫」で夏の涼しい過ごし方を提案します。

日 時 平成23年7月3日(日) 13:00～15:00
会 場 新宿ステーションスクエア (JP新宿駅東口)
内 容 ターミナルファッションショー、真打ち水大作戦、エコライブ、人力発電体験 ほか
出 演 丸一大衆 ほか
問合せ 新宿区環境対策課エコライフ推進課 ☎03-6273-4267

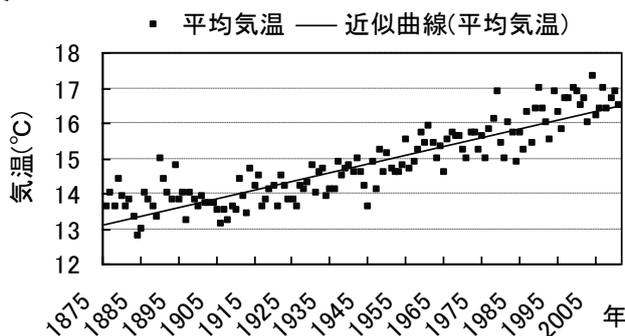
制作：公益財団法人 東京都協議会 協力：新宿区 環境推進部 環境対策課 平成23年6月

◆地球温暖化・ヒートアイランド対策

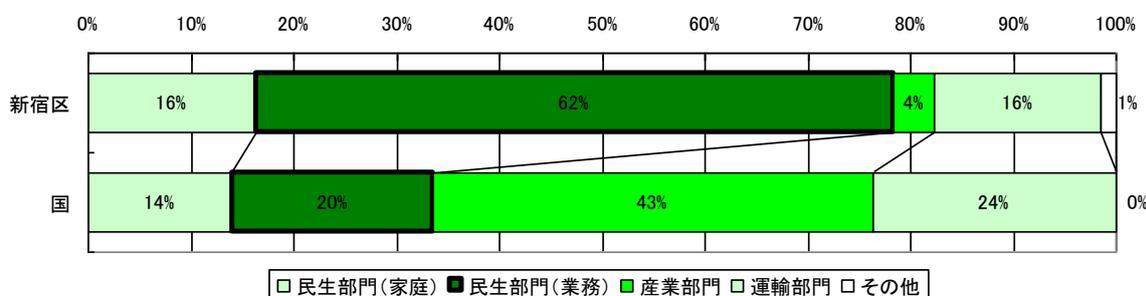
地球温暖化は依然として深刻な地球環境問題であり、人間活動だけでなく自然界の様々な生物の生息域に大きな影響を与えています。東京都区部における平均気温の推移を見ると、新宿区においても温暖化傾向がうかがえます。

新宿区の CO₂ 排出量は 2,895 千 t (2009 年) であり、1990 年 (2,464 千 t) と比較して増加しています。この

内訳を見ると、「民生部門(業務)」が約 6 割と突出しています。全国的には工場などの産業部門が最も多くなっていますが、オフィスやサービス業などが集中する新宿区の地域特性を反映していると考えられます。



都区部における平均気温の推移(気象庁資料)



部門別二酸化炭素排出量の比較(2008 年度実績) (新宿区資料)

こうした現状に対し、区では平成 23 年 3 月に「新宿区地球温暖化対策指針」を策定し、CO₂ 削減に向けた取り組みを実施しています。太陽光発電など再生可能エネルギーの利用やカーボンオフセットによる取り組み、さらにはグリーン電力(100万kw)の購入などにより、平成 23 年度は約 1,924 t の CO₂ を削減しました。また、区有施設においては、小学校等における太陽光発電施設の設置をはじめ、壁面緑化や屋上緑化、遮熱透水性舗装の実施など様々な取り組みが行われています。

ヒートアイランド現象の要因としては、クーラーや車などからの人工排熱の増加に加え、都市の緑の減少などが挙げられますが、新宿区の緑被率(H22)は 17.84%と前回調査(H17)からは微増しており、今後も緑量の増加が求められます。

ヒートアイランド対策に向けた取り組みの一つとして、新宿区では平成 20 年度から毎年「新宿打ち水大作戦」を展開しています。小中学校など区有施設、団体・企業、個人などの協力により、平成 23 年度は延べ約 15,000 人が参加して実施されました。打ち水を実施した「落一環境アドベンチャー」から、38 度あった路面温度が 34 度まで低下したとの報告があり、効果的な取り組みとして、継続的に区民や事業者を広げていく必要があります。



第3章 計画の目指すもの

ここでは、新宿区が目指すべき環境像を示し、それを実現するための5つの基本目標と横断的な取り組みについて示します。

第3章 計画の目指すもの

1 計画策定の視点

第一次計画策定以降、区民や事業者、区などにより様々な活動や取り組みが行われてきました。また、昨今の社会情勢もこの10年で大きく変化し、特に東日本大震災以降はエネルギー対策など環境問題が喫緊の課題として注目されています。

第二次計画となる本計画では、それらの背景を踏まえ、以下の3つの視点に重点を置いて、計画を策定しました。

◆区民や事業者などによる『新宿力』を活かした環境への取り組み

新宿区は、都内でも人口・事業所の集積が高く、様々な人が活動しています。とりわけ、中小の事業者が多いことや、大学・高校などの教育機関もあり、“産学官の取り組み”も期待されます。そして、これらによって創造される「グリーン経済」や「環境ビジネス」を世界に発信し、環境都市としての「ブランド意識」のさらなる醸成が求められます。

また、環境学習情報センターなどでは、区民・NPOなどによる様々な活動が行われていますが、今後の参加者数の増大を図るとともに、こうした活動を展開し、地域で活躍する人の育成や活動拠点を確保していくことも必要となっています。

◆エネルギー対策及び地球温暖化・ヒートアイランド対策の効果的推進

新宿区では、『地球温暖化対策指針』（平成23年3月）に基づき、低炭素な暮らしを実現する取り組みが進められていますが、東日本大震災をきっかけに省エネ・創エネの重要性・緊急性が増しています。これらはエネルギー問題として地球温暖化・ヒートアイランド対策とも密接に関わり、ビル全体のエネルギー対策からスマートコミュニティなどの地域づくりへの視点も求められています。今後もこれらの対策を区民と事業者の連携のもと、効果的に推進することが引き続き必要となっています。

◆生物多様性や災害リスク軽減など、環境に求められる新たな視点の追加

食糧や医薬品の提供、緑や森林による気候や環境の調節、精神的な安らぎの場の提供など、新宿区のような高密度都市においても生物多様性による恩恵は大きいものがあります。区内における自然とのふれあいや連携都市での森づくりなどを通じて生物多様性の理解を促し、区民による社会経済活動にこうした考えを浸透させることがますます大切になっていきます。

また、阪神大震災や東日本大震災の教訓から、予想される大地震に備えた都市構造の構築を目指すとともに、地震発生後における人命や財産へのリスクを軽減し、事業活動再開や復旧復興に要する期間を縮める必要があります。このため河川や緑地を適切に保全することによる減災や、有害物質の適切管理や放射能対策など災害リスク軽減の視点が重要になっています。

このような環境に求められる新たな視点についても、10年後を見据えた計画として適宜追加することが必要となっています。

なお、これら3つの視点に即し、本計画では「重点的な取り組み」を設定しています。

「重点的な取り組み」とは、目指すべき環境像実現に向けて『新宿力』の活用を具現化し、「新宿らしさ」を前面に押し出した取り組みや活動であり、計画期間の10年で着実に推進し、結果を出していくものとして考えています。

【重点的な取り組みの考え方】

- ①『新宿力』を原動力とし新宿らしさ（オリジナル性）を発揮するもの
新宿の強みである『新宿力』を根本的な原動力とし、新宿の環境特性や現状に合致し、相乗的な効果が期待できるものとして設定します。
- ②社会的な動向を踏まえ、今後の環境施策のトレンドとなるもの
国が示す環境施策のキーワードとなっている「低炭素」「資源循環」「自然共生」「経済・社会のグリーン化」などから、今後の地域・地球環境を見据えた中で、新宿区として率先的に取り組むべきものを設定します。
- ③本計画全体のシンボルとなるもの
区民、事業者、区、関係団体などの様々な主体が連携・協働して取り組むことにより、本計画全体のシンボル（象徴）や推進力となるものとして設定します。

重点的な取り組み	対応する個別施策
環境活動におけるネットワーク化	4-1①省エネルギーの推進（新宿エコ隊） 5-1②低炭素な暮らしに向けた取り組み 5-2②適応策の普及促進
新宿型スマートコミュニティの形成	4-1①省エネルギーの推進 4-2①関連機器・設備の導入・開発促進 4-2②地域エネルギーマネジメントの構築推進 5-2①都市構造の改善
都市における自然の拡充	1-1②生き物の生息できる環境づくり 1-1③生物多様性に関する意識啓発 5-1①温室効果ガス削減のための仕組みづくり（カーボン・オフセット）

※重点的な取り組みの詳細については、「第4章 重点的な取り組み」を参照

2 目指すべき環境像

『新宿区基本構想』（平成 19 年 12 月策定）において、おおむね 20 年後の平成 37（2025）年を想定した「めざすまちの姿」を以下のように設定しています。

【新宿区基本構想における「めざすまちの姿」】

『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

新宿区の特長として、自然や歴史、文化など古くから培われてきた地域資源の他に、人の集積、企業の集積、学術・研究機関の集積といった「様々なリソースの集積」があげられますが、これらの地域資源やマンパワーを結集した『新宿力』を、環境を軸にした様々な活動に取り入れることにより、これからの新宿区は、「賑わいのあるまち」に加え、「環境に配慮したまち」として、社会、経済、環境が融合した新たな都市モデルとなり得るはずです。

このように、新宿区の持つ地域資源を活かしながら、区民、事業者、区が一体となって、今後新宿区が目指すべき環境像を、みんなで創り上げていくことにより、環境面から新宿区全体の「めざすまちの姿」の達成実現へとつなげていきます。

【目指すべき環境像】（案）

みんなでつくる 持続可能な環境都市・新宿

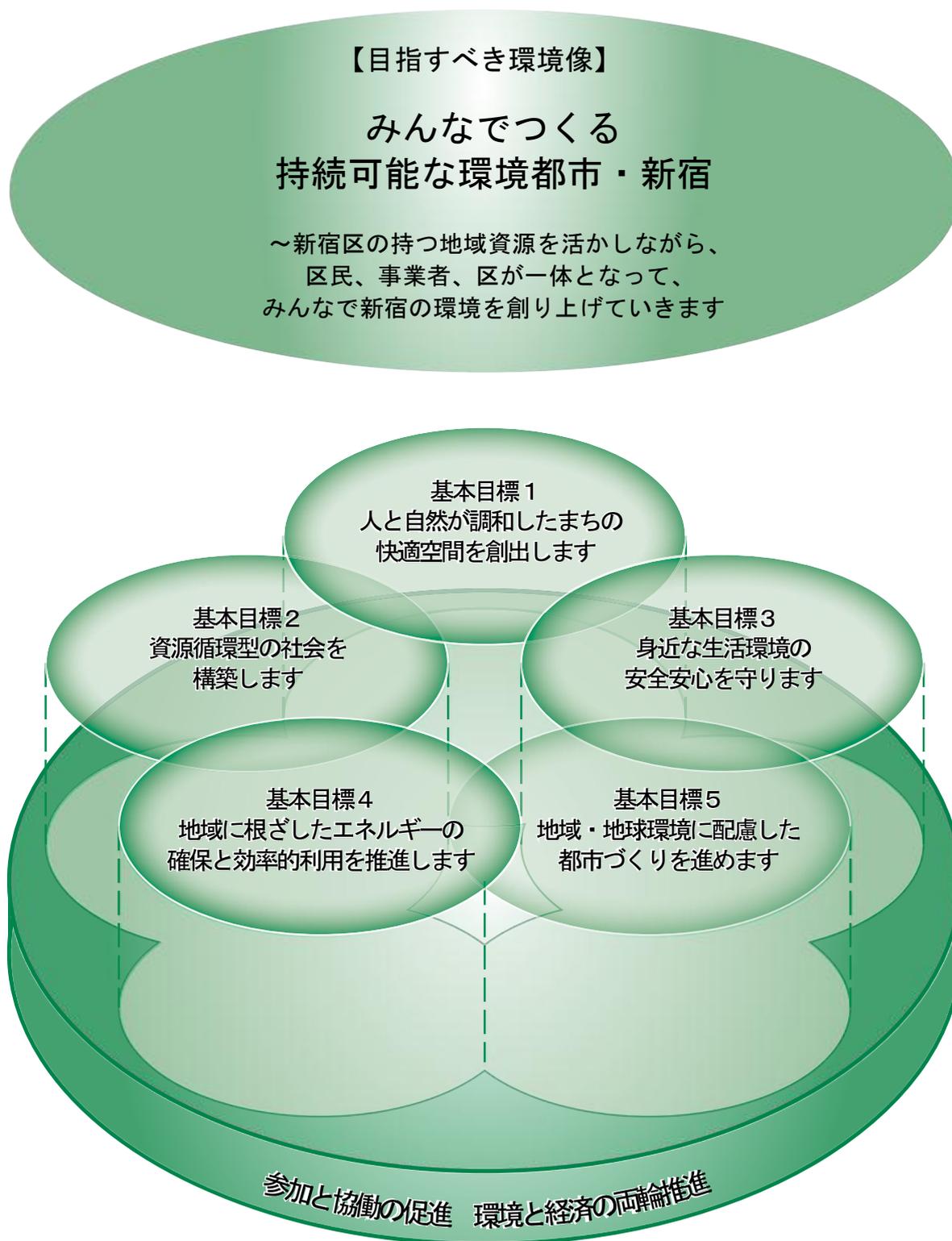
～新宿区の持つ地域資源を活かしながら、

区民、事業者、区が一体となって、

みんなで新宿の環境を創り上げていきます。

3 計画の体系

本計画では、目指すべき環境像実現のために、5つの基本目標を設定するとともに、それらをつなぐ横断的な取り組みを位置づけ、縦横両軸による施策展開を図っていきます。



目指すべき
環境像

みんなでつくる
持続可能な環境都市・新宿

みんなで新宿の環境を創り上げていきます
新宿区の持つ地域資源を活かしながら 区民・事業者・区が一体となって

横断的な
取り組み

基本目標

環境と経済の両輪推進
参加と協働の促進

基本目標1

人と自然が調和した
まちの快適空間を創出します

基本目標2

資源循環型の社会を構築します

基本目標3

身近な生活環境の
安全安心を守ります

基本目標4

地域に根ざしたエネルギーの
確保と効率的利用を推進します

基本目標5

地域・地球環境に配慮した
都市づくりを進めます

重点的な取り組み

- 1 環境活動におけるネットワーク化
- 2 新宿型スマートコミュニティの形成
- 3 都市における自然の拡充

個別目標

1-1. 自然とのふれあいの場の創出

1-2. 都市のアメニティの確保

2-1.3 Rの推進

2-2. ごみの適正処理

3-1. 公害対策

3-2. 有害汚染物質対策

4-1. 創エネの推進

4-2. 地域エネルギーマネジメントの構築

5-1. 地球温暖化対策の推進

5-2. ヒートアイランド対策の推進

施策

- ①水と緑の環境整備の推進
- ②生物多様性に配慮した環境づくり

- ①きれいなまちづくりの推進
- ②人に優しい快適な道づくり
- ③景観形成の仕組みづくり

- ①リデュース(ごみの発生抑制)の推進
- ②リユース(再使用)、リサイクルの推進

- ①産業廃棄物・建設副産物の適正処理
- ②不法投棄対策

- ①環境監視及び公害の監視・規制指導の充実
- ②生活型公害の対策促進

- ①有害化学物質対策の実施
- ②災害によるリスクの軽減

- ①省エネルギーの推進
- ②再生可能エネルギーの活用
- ③未利用エネルギーの活用検討

- ①関連機器・設備の導入・開発促進
- ②地域エネルギーマネジメントの構築推進
- ③蓄電などによるリスク管理

- ①温室効果ガス削減のための仕組みづくり
- ②低炭素な暮らしに向けた取り組み

- ①都市構造の改善
- ②適応策の普及促進

4 5つの基本目標

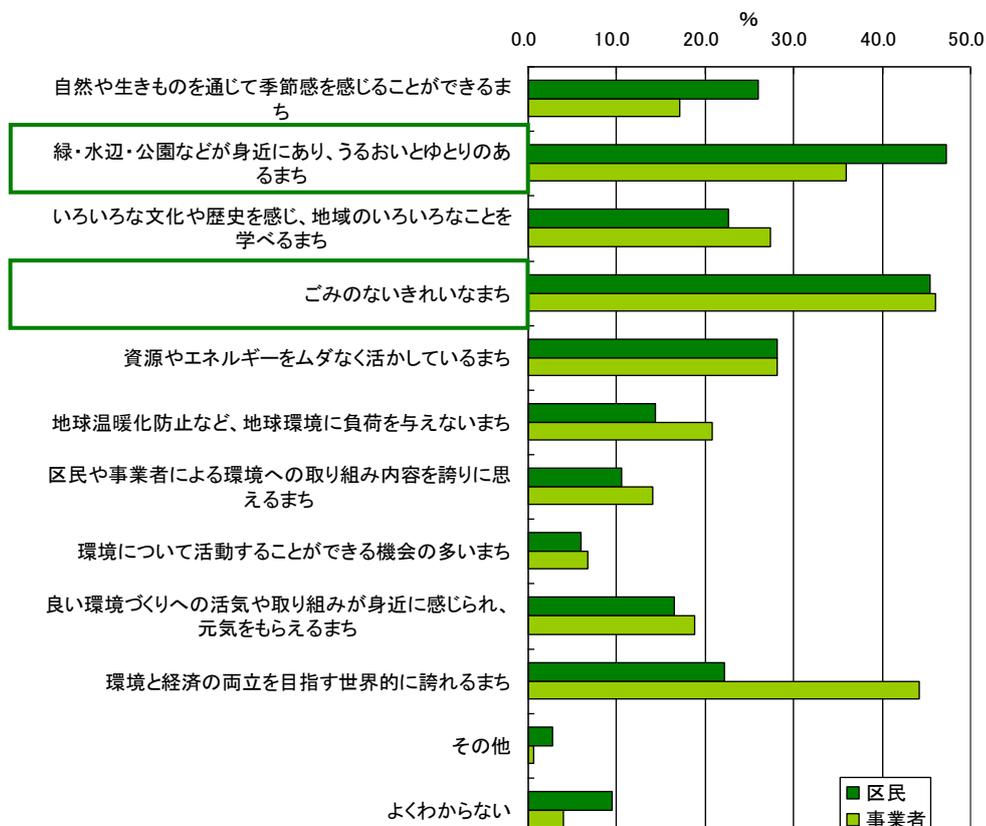
ここでは、計画の対象となる環境分野をもとに、5つの基本目標を設定しました。

基本目標1：人と自然が調和したまちの快適空間を創出します

新宿区では、ポイ捨て防止条例の施行や景観まちづくり計画の策定など、まちのアメニティを高める対策が進められており、アンケート結果でも、環境面から見た新宿区の将来像として、「緑・水辺・公園などが身近にあり、うるおいとゆとりのあるまち」「ごみのないきれいなまち」が求められるなど、まちの美化に対する区民の意識は着実に向上しています。そのため、今後も引き続き、条例を知らない来街者なども含めて、更なる対策や啓発活動を進めていきます。

また、生物多様性に対する意識が全国的に高まる中、新宿区においても、新宿中央公園ビオトープや地域のビオトープ拠点、神田川親水テラスなどで、生き物や水辺に親しむ活動が行われ、自然とふれあえる場も増えてきています。アンケート結果では、生きものとのふれあいや生物多様性について、「身近な生きものを観察したり、野外に出て自然と積極的にふれあうことが大切」や「子どもの頃から身近な生きものに興味を持てるよう学校で教育を行ってほしい」と考えている人が多いため、今後は身近な生きものや自然地を通して、自然の質の向上へとつながる取り組みを広げていきます。

このように、自然とのふれあいや美しいまちなみを通して、人と自然が調和したまちの快適空間を創出していきます。



区民及び事業者が考える環境面から見た新宿区の将来像

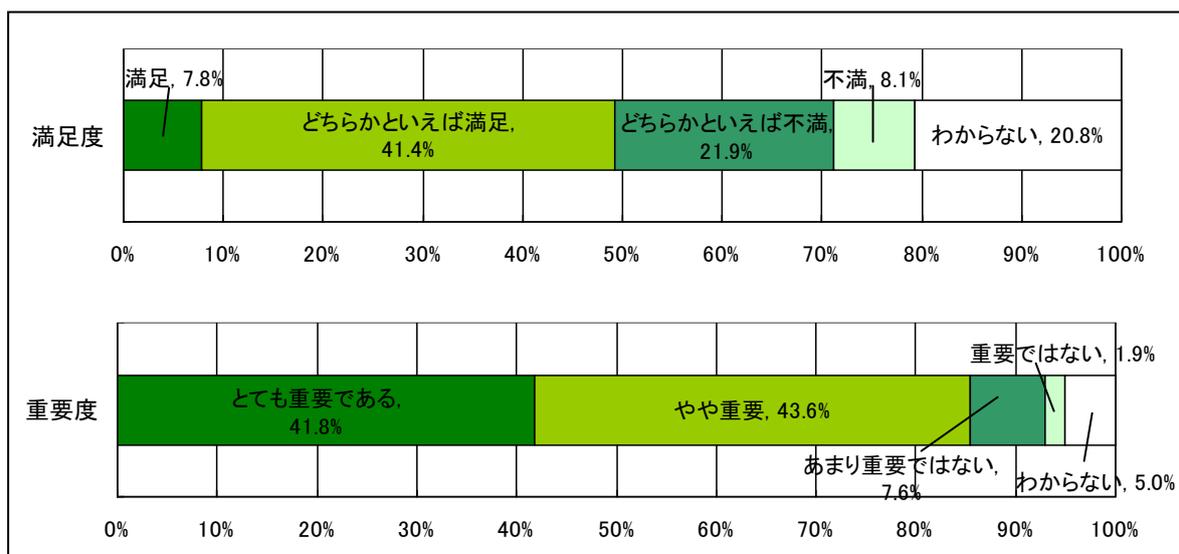
資料：「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる区民及び事業者アンケート調査」

基本目標 2：資源循環型の社会を構築します

新宿区では、ごみ分別や3Rに関する情報提供などの普及啓発活動やリサイクル活動センターの事業などにより、ごみの減量化が着実に図られています。これらの取り組みについては、アンケート結果からも分かるように、区民の満足度は比較的高く、資源循環型社会の考え方は区民に着実に浸透しつつあるため、今後も引き続き推進していきます。

また、ごみの排出抑制や資源循環に配慮した生活をおくっても排出されるごみについては、安全、適正に処理するとともに、路上などに放置される不法投棄ごみについても、区民や警察などと協働するなど監視体制を強化し、発生抑制や再発防止につなげていきます。

その上で今後は、「リフューズ（必要のないごみになるものを断る、買わない）」や「リデュース（ごみを減らす、排出抑制）」といった、そもそものごみを出さない考え方をさらに浸透させながら、出てしまったごみについては、資源としてのリサイクルを念頭に置きながら、適正に処理するなど、資源循環型の社会を構築していきます。



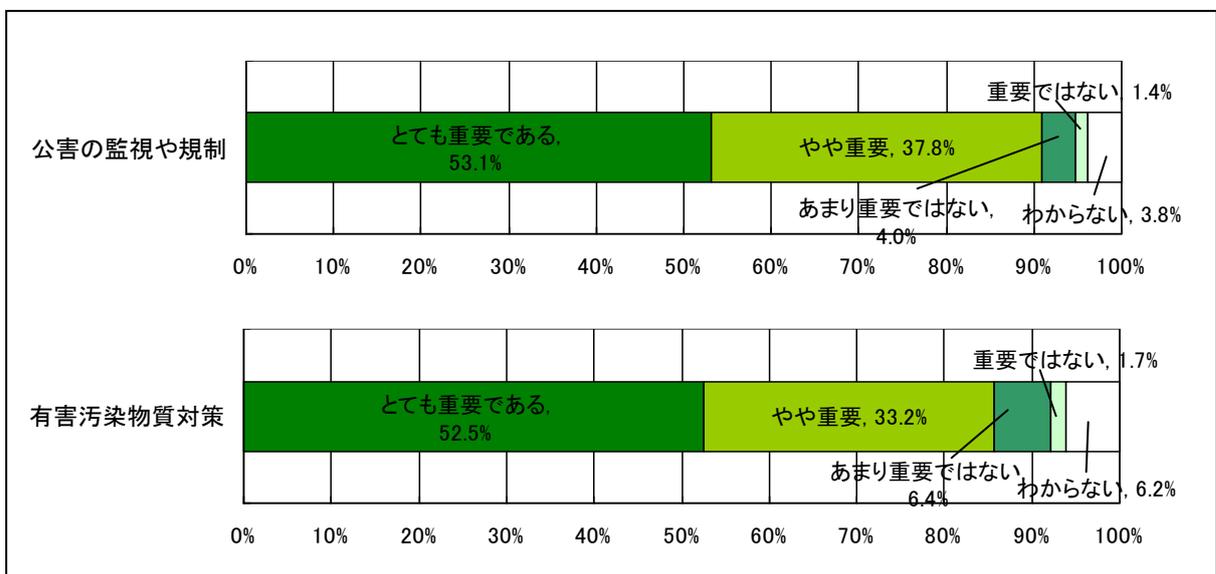
ごみの減量や再使用、リサイクルの推進に関する満足度、重要度

資料：「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる区民アンケート調査」

基本目標3：身近な生活環境の安全安心を守ります

新宿区では、大気汚染や水質汚濁といった、いわゆる従来型の公害については改善傾向を示していますが、近年増加している飲食店からの臭気問題や、建設現場、繁華街での騒音問題など、商業都市ならではの問題も発生しています。また、有害化学物質対策についても、リスクに関する情報公開なども進んでいますが、揮発性有機化合物（VOC）など、新たな環境汚染物質の問題も懸念され、アンケート結果においても、「公害の監視や規制」「有害汚染物質対策」に関しては重要であると答えている人が多くなっています。

このように、公害問題や有害化学物質の対策については、今後もさらに監視や規制指導を促すなどの対策を講じ、新宿区の特長である産業活動や商業活動の停滞を招くことなく、区民が安全安心に暮らしていける身近な生活環境の安全安心を守っていきます。



身近な環境に関する重要度（公害、有害汚染物質対策）

資料：「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる区民アンケート調査」

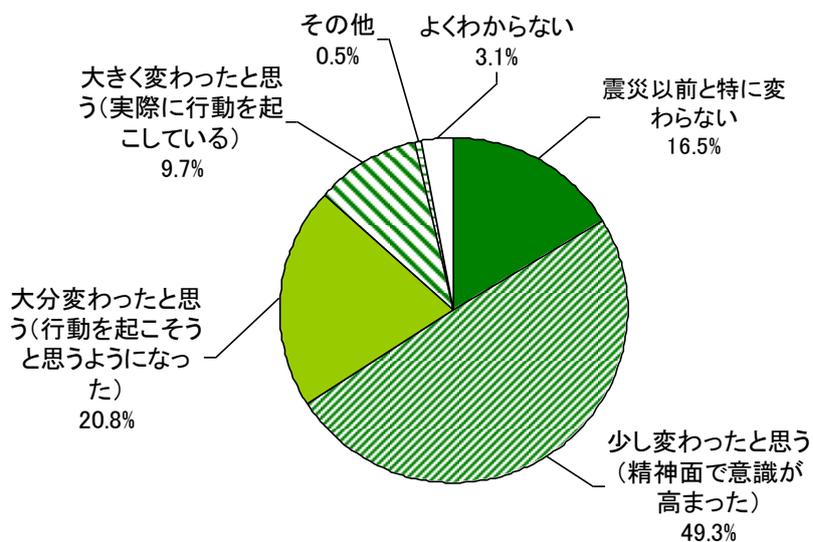
基本目標 4：地域に根ざしたエネルギーの確保と効率的利用を推進します

東日本大震災以降、全国的にエネルギー問題に対する意識が向上し、アンケート結果からも分かるように、新宿区においても区民や事業者の意識に変化をもたらせています。

新宿区は昼夜を問わず多くの人が集まり、多くの企業や商業施設が集積していることもあり、節電行動ひとつを取っても、一人ひとりにとっては小さなことでも、多くの人に取り組むことにより、莫大なエネルギー消費が抑えられ、ひいては、多大なエネルギーの確保が可能となってきます。

また、以前から学校や事業所などでの太陽エネルギーなどの再生可能エネルギーを活用したシステムの導入や、新宿副都心における地域冷暖房といった取り組みが行われてきましたが、今後もますます普及拡大していくことが予想されます。

そのような中で、節電のさらなる取り組みや、再生可能エネルギー、未利用エネルギーの活用など、地域や施設の実情に合わせた様々な「創エネ」を実現し、地域に根ざしたエネルギーの確保と効率的利用を推進していきます。



エネルギー問題に関する区民の考え

資料：「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる区民アンケート調査」

基本目標5：地域・地球環境に配慮した都市づくりを進めます

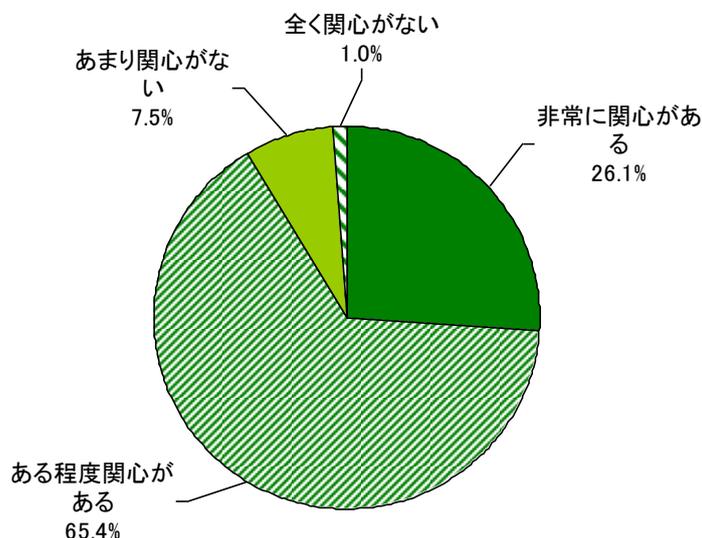
地球温暖化、ヒートアイランド現象などは益々顕著となっています。アンケート結果においても、地球温暖化問題に関する区民の関心は高く、これらの問題については、各種取り組みとともに構造的な要因からの対策が求められるようになってきました。

新宿区では平成23年3月に地球温暖化対策の実行計画となる『新宿区地球温暖化対策指針』を作成しました。この指針では、地球温暖化対策を効果的に進めるために、区民、事業者、区の取り組みを場面ごとで細かく設定しており、地球温暖化対策については、この指針に基づいた施策や取り組みを着実に推進していきます。

また、ヒートアイランド現象対策として、「緩和策」と「適応策」という2つの方法があげられます。「緩和策」とは、人工排熱の低減や都市形態の改善など、ヒートアイランド現象の原因を直接削減する対策のことで、以前からいろいろな対策が施されており、今後はみどりの活用など都市構造の改善という視点も交えながら、引き続き対策を進めていきます。

一方で、「適応策」とは、ヒートアイランド現象がもたらす健康への影響や大気汚染等の影響を可能な限り軽減する対策を指し、軽装（クールビズ）の励行や日傘の利用による熱中症予防など、区民や事業者のちょっとした工夫についても励行していきます。

このように、地球温暖化、ヒートアイランド対策については、都市構造の改善といったハード対策から打ち水大作戦、みどりのカーテンなどのイベント的なソフト対策を区民、事業者、区で連携しながら、効果的な対策を推進することにより、地域・地球環境に配慮した都市づくりを進めていきます。



地球温暖化問題についての区民の関心度

資料：「新宿区地球温暖化対策指針策定にかかる区民アンケート調査」

5 横断的な取り組み

ここでは、5つの基本目標をつなぐ横断的な取り組みを位置づけ、“縦横両軸”による施策体系を構築します。このことにより、各基本目標の実現に向けて底辺を押し上げる着実な取り組みを進めるとともに、各主体の連携・協働による相乗効果や新たな取り組みへの発展、まちづくりや社会・経済面への展開などが期待されます。

また、これらの横断的な取り組みの中で、『新宿力』を最大限に発揮し、「新宿らしさ」へとつなげていきます。

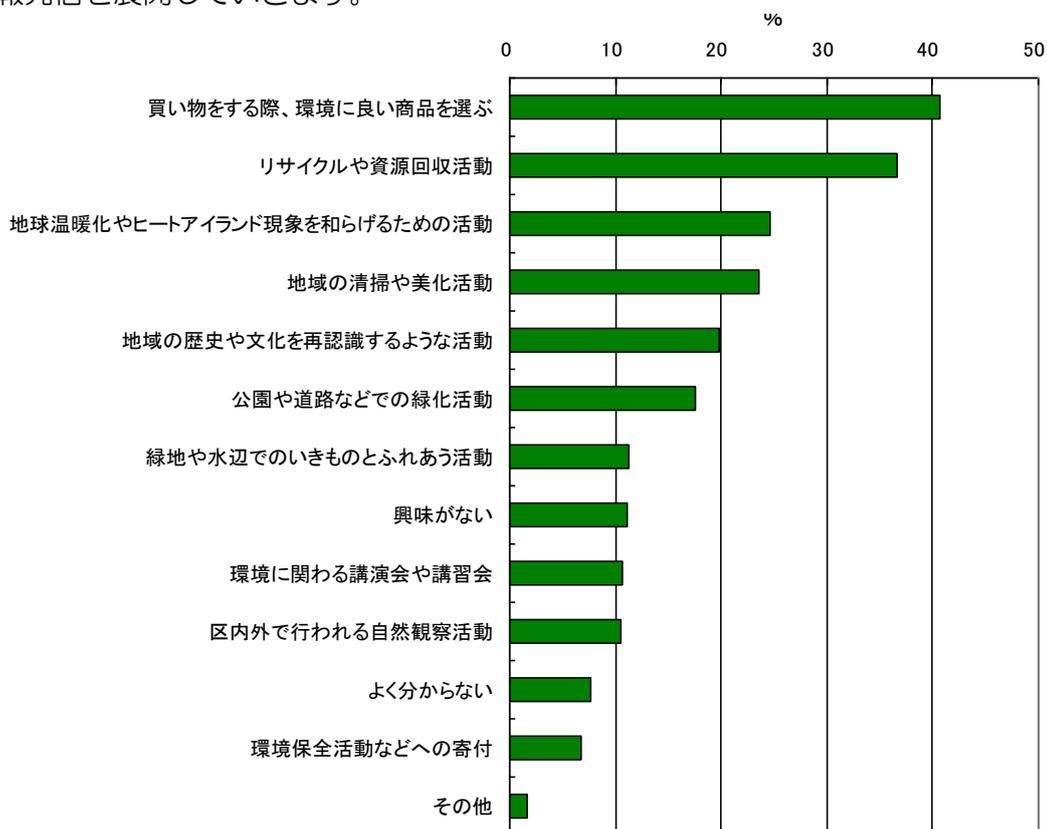
5-1 参加と協働の促進

第一次計画では、「ともに環境を改善する」ということで、区民、事業者、区が連携・協働して、新宿の環境を改善する取り組みを進めてきました。

また、アンケート結果では、今後参加したい環境活動について、区民では「買い物をする際、環境に良い商品を選ぶ」や「リサイクルや資源回収活動」といった日常生活において、すぐ取り組める活動への意向が高く、事業者では「新宿打ち水大作戦」や「一斉道路美化清掃活動」など、区民や地域と一体となった活動への参加意向が高くなっています。

このように、今後、身近な活動を通じて、区民・事業者が連携・協働し、積極的に環境対策に参加できるようにするとともに、環境教育・学習の展開、環境活動の場の確保などによる取り組みを促す仕組みづくりを強化し、新宿区に関わる全ての人の力を持って、よりよい環境を創造していきます。

また、環境問題に意識がない区民や来街者も含めて、意識向上の啓発を行なうための情報発信を展開していきます。



今後参加したい環境活動について（区民）

資料：「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる区民アンケート調査」

■「参加と協働の促進」の具体的な展開

○環境学習情報センターの拠点化と地域ランチの設置

- ・環境学習・環境教育、人材育成、各種環境活動の拠点としての環境学習情報センターの機能強化
- ・リサイクル活動センターや特別出張所を地域ランチ（支部）として位置づけた地域活動のサポートや地域間活動の連携

○環境活動やイベントへの参加・協働

- ・エコライフ推進協議会やエコ事業者連絡会といった区の環境を横断的に取り扱う組織への参加促進
- ・新宿エコ・ワングランプリや新宿エコライフまつりなどのイベントを通じた普及啓発の推進
- ・区民・事業者・区が連携した環境活動や環境イベントの開催

○環境教育・環境学習の推進

- ・エコリーダーやまちの先生の出前講座などによる小中学校や区有施設での環境学習の充実
- ・ビオトープや水辺空間を活用した観察会などにおける区民・事業者・区の連携

○環境に関する情報の収集・発信、情報交換

- ・環境に関わる情報（区内に生息する生きもの、区内の活動団体情報など）の収集、蓄積
- ・ホームページや屋外ディスプレイなどによる見える化の推進
- ・インターネットやマスコミなどを活用した各種メディアによる情報発信
- ・各主体が把握している環境情報の相互交換を通じた区全体の環境の確認および改善方法の検討

○環境監視・観測体制の強化

- ・区民参加による監視・観測体制の構築

○広域的な連携による環境保全の取り組み

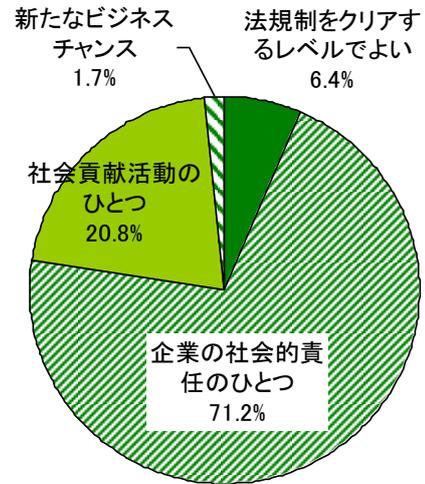
- ・カーボン・オフセット事業（新宿の森）の推進

5-2 環境と経済の両輪推進

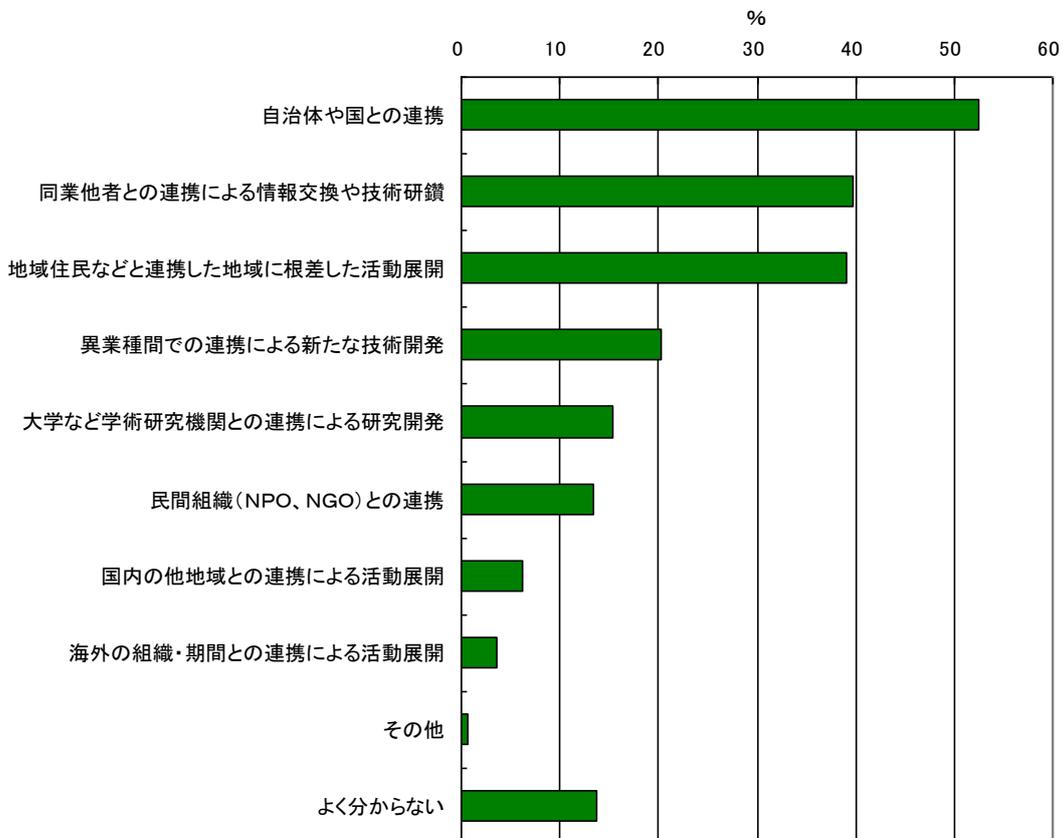
新宿区の特長として、企業（民生業務部門を中心とした中小企業）や大学などの学術研究機関の集積があげられます。事業者意識調査の中で「環境」を「企業の社会的責任の一つ」や「社会貢献活動の一つ」として位置づけている事業所が多く、事業活動を行ううえで「環境」に配慮することが社会的に大きな影響を及ぼすものであるとの認識が持たれています。

一方で、環境に配慮した取り組みを行う上で、「資金不足」や「ノウハウ不足や技術的に困難」といった課題をあげる事業者も多く、そのひとつの解決策として、「自治体や国との連携」や「同業他社との連携による情報交換や技術研鑽」を求める声も多くなっています。

そのような中で、産学官の連携による新たな環境ビジネスの展開など、環境配慮型の先進的なモデルケースを創出し、環境と経済の両輪推進による豊かな新宿区の形成を目指します。



事業活動における環境の位置付け
資料：「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる事業者アンケート調査」



環境に配慮した取り組みを行う上での効果的な連携のあり方

資料：「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる事業者アンケート調査」

■「環境と経済の両輪推進」の具体的な展開

○環境に配慮した開発

- ・開発や建築物の建て替え時における生態系や環境への配慮

○環境とリンクした商業活動

- ・まちの美化や景観に配慮した商業活動の展開
- ・リサイクル活動センターにおけるリサイクルショップの普及拡大
- ・グリーン購入、グリーン調達等の促進

○新技術、新製品の研究開発

- ・大学などの学術機関や企業の研究機関と連携した環境に関する新技術や新製品の研究開発資源
- ・廃棄物となっているものの資源化（都市油田（廃油）、都市鉱山（小型家電）、バイオマス燃料（木くず、食品残さ等））の研究

○省エネ等による経費削減

- ・省エネ、省資源による事業経費などの削減

○環境分野への新規参入、新たな雇用の創出

- ・環境分野への新規参入など、新たな雇用の創出

○環境マネジメントの充実

- ・ISO14001、エコアクション21、エコステージ等の積極的な導入、継続的な運用、支援など

第4章 重点的な取り組み

今後10年の計画期間の中で、「新宿らしさ」を具現化し、本計画のシンボルとなる重点的な取り組みについての考え方を示します。

第4章 重点的な取り組み

1 環境活動におけるネットワーク化

区内各地で行われている環境活動の拡充や新たな活動の展開を通じて、さらなる活動の広がりや活発化を促進するための取り組みです。

【重点的な取り組みの背景と概要】

新宿区では、さまざまな環境活動が区内各地で活発に行われています。

その中でも、「新宿エコ隊」の活動や新宿「みどりのカーテン」プロジェクトなどの取り組みは、年々登録者数や活動の参加者数も増え、活動の広がりが今後一層期待されています。また、エコリーダー養成講座や「まちの先生」による出前講座など、区民や事業者が自ら学び、実践していく取り組みも活発に行われており、新たな展開も見えはじめています。

ここでは、これらの環境活動について、インターネットを活用した情報発信や情報交換、学校など教育機関での展開、活動やイベントなどを通じた多世代交流の促進など、既存活動の内容拡充や新たな活動の展開を通じて、各主体のつながりや地域のつながりといった活動のネットワーク化を図り、さらなる活動の広がりや活発化を促進します。

【重点的な取り組みの内容】

①既存環境活動の内容拡充

「新宿エコ隊」については、WEBサイトをより充実させることにより、エコ隊員の募集や登録、結果（個人・地域単位など）の報告、各種環境活動の情報発信など、情報発信や情報交換機能を高めます。また、学生版「新宿エコ隊」による活動の展開や、事業者、区民など、幅広い主体によるエコ隊交流会を開催するなど、隊員同士の交流を深め、活動や情報交換の輪を広げていきます。

また、新宿「みどりのカーテン」プロジェクトに参加している高齢者世代と子どもたちの交流を促進するなど、地域コミュニティの醸成や多世代交流などにつながる新たな展開を図っていきます。

②区民や事業者の自主的な活動の促進、支援

エコリーダー養成講座修了生やまちの先生などによる区民や事業者の自主的な環境活動や環境教育・学習の展開を促進するとともに、環境学習情報センターを中心として、環境情報の提供や交流の場、機会の提供など、支援体制の強化を図ります。

③区民・事業者の連携促進

その他、区内各地で行われている環境イベントや、地域の美化・清掃活動などにおいても、区民、事業者など各主体の連携を促進し、活動のネットワーク（主体間連携、地域間連携など）を拡充していきます。

【重点的な取り組み主体とスケジュール】

項目	主体	H25			H34		
		短期	中期	長期	短期	中期	長期
①既存環境活動の内容拡充							
「新宿エコ隊」WEBサイトの充実	区						
学生版「新宿エコ隊」への参加、活動の展開	区民 (学生)						
「エコ隊」交流会の開催	区 区民 事業者						
みどりのカーテンを通じた多世代交流	区民						
②区民や事業者の自主的な活動の促進、支援							
区民・事業者による自主的な環境活動の展開	区民 事業者						
環境学習情報センターを中心とした支援体制の強化	区						
③区民・事業者の連携促進							
環境イベントや地域活動における多主体の連携、促進	区民 事業者 区						

※点線は準備、検討などの調整期間

2 新宿型スマートコミュニティの形成

『新宿力』のひとつである“集積”の力を活用するとともに、既存システムの高度化、高効率化などによる新宿型のスマートコミュニティの形成を進める取り組みです。

【重点的な取り組みの背景と概要】

人やモノが多く集積するということは、小さな努力、小さな取り組みでも、それらが集まることにより多大な効果を生むことが可能であり、多くのビルや商業施設、事業所が集まり、多くの人が引き寄せられる新宿区にはその力を活かす大きなポテンシャルがあるといえます。

また、太陽光などの再生可能エネルギーを活用した機器や蓄電設備に関する区民や事業者の関心も高く、すでに導入されている副都心での地域冷暖房システムの高度化をはじめとして、地域全体での取り組みも期待されます。

このように、小さな力でもそれが集まることによって、大きな力を生み出す、集積の力を最大限活かした新宿型の「創エネ」を進め、将来的には、地球温暖化・ヒートアイランド対策も絡めた、新宿型のスマートコミュニティ形成へとつなげていきます。

【重点的な取り組みの内容】

① “集積”の力を最大限活かした新宿型の「創エネ」の促進

多くの家庭・事業所が節電をすることにより、エネルギー消費が抑制され、多大な効果を生むことができます。また同時に、ビルやマンションなど、建物全体のエネルギー消費を減らす工夫を施すことにより、CO₂発生量を抑制するという効果も得られます。

ここでは、節電をより効果的に進めるアイテムとしての「スマートメーター」を活用したエネルギーの「見える化」を足がかりとして、ビル全体のエネルギー対策の促進など、将来的なスマートコミュニティ形成のための第1歩となる、全区的な節電による新宿型の「創エネ」を進めます。

② スマートエネルギーネットワークの構築

各家庭や事業所、ビル毎の点的な対策のほかに、すでに導入されている地域冷暖房プラントの高度化を図るとともに、高効率コージェネレーションシステムの新たな導入など、街区の低炭素化といった面的な強化を図ります。さらに、複数のプラント、需要家間の連携と最適制御により、地域全体での省エネ、低炭素化を実現するスマートエネルギーネットワークを構築していきます。

③ 参加の仕組みづくりの検討、支援体制の充実

ここでは、節電による「創エネ」のほか、太陽光など再生可能エネルギーを活用した文字どおりの「創エネ」についても、機器の導入など個別の取り組み以外に、区民・事業者・区などが一体となって「創エネ」に取り組める仕組みづくりを検討していきます。

また、「省エネ診断」における改修費用の一部助成など、財政支援の他、情報の提供など普及啓発を図ります。

【重点的な取り組み主体とスケジュール】

項目	主体	H25	H34	
		短期	中期	長期
① “集積”の力を最大限活かした新宿型の「創エネ」の促進				
一般家庭におけるスマートメーターの全戸設置	事業者 区民			
テナント向け子メーターの研究開発	事業者 研究機関			
テナント向け子メーターの導入	事業者			
屋上緑化・壁面緑化などの促進	事業者			
ビルオーナーへの理解・意識向上の普及	区 事業者			
ビル全体のエネルギー対策の促進	事業者			
②スマートエネルギーネットワークの構築				
地域冷暖房プラントの高度化	事業者 区			
コージェネレーションシステムの導入による低炭素街区の形成	事業者 区			
③参加の仕組みづくりの検討、支援体制の充実				
新宿型「創エネ」の参加の仕組みづくり、メニューの検討	区 区民 事業者			
新宿型「創エネ」への参加の促進、普及啓発	区 区民 事業者			
「省エネ診断」における改修費用の一部助成制度	区			

※点線は準備、検討などの調整期間

3 都市における自然の拡充

都会ならではの自然との関わり方を学び、自然への意識を向上させる取り組みです。

【重点的な取り組みの背景と概要】

新宿区は、とかくビルが林立する「東京砂漠」のイメージが先行しがちですが、新宿御苑などの大規模緑地から新宿中央公園内のビオトープの他、川あり低地あり台地ありの自然地形を生かした自然地も残されています。

また、カーボンオフセットの取り組みとして、長野県伊那市、群馬県沼田市、東京都あきる野市と協定を結び、「新宿の森」での植林や下草刈り体験等を通じた環境学習や地元住民との交流なども行っています。

区民意識調査の中でも、身近な生きものとのふれあいや子供の頃からの環境教育が、自然と向き合う上で大事なことであると認識されています。

このように、区内の身近な自然とのふれあい、区外の自然との連携を通して、区民や事業者の自然への意識を向上させ、ひいては、新宿区の自然環境の質の向上へとつなげていきます。

【重点的な取り組みの内容】

①区内の自然の質の向上及び活用

既存の緑地や公園、水辺など、区内に残されている自然について、より生き物が住みやすい場所になるよう、質をあげる活動を行うとともに、豊かになった自然地については、自然観察や環境学習などによる活用を図る。

②区外の自然の活用

「新宿の森」を中心とした区外の自然を活用して、エコツーリズムや森林保全体験など、体験型事業の充実を図り、自然環境に関する意識の向上につなげます。

③活動の連携支援、環境教育・学習の推進

新宿区内においても、新宿中央公園などの公園や自然を活用して、自然をテーマに環境活動がいろいろと行われています。ここでは、WEBを活用した情報発信や交流の場、機会の提供など、これら活動の連携支援を推進していきます。

また、区内の学術研究機関や教育機関と連携して、都会における自然との関わり方を区民や子どもたちに分かりやすく解説するなど、地域や小中学校などでの環境教育・学習の推進を図っていきます。

【重点的な取り組み主体とスケジュール】

項目	主体	H25			H34		
		短期	中期	長期	短期	中期	長期
①区内の自然の質の向上及び活用							
ビオトープ地域拠点など自然の維持管理などの活動への参加	区民 事業者						
環境学習の全区展開	区 区民						
②区外の自然の活用							
「新宿の森」などを活用した体験型事業（エコツーリズム、森林保全体験など）の充実	区 区民 事業者						
③活動の連携支援、環境教育・学習の推進							
情報発信、交流の促進	区						
自然との関わり方についての環境教育・学習の推進	区 区民						

※点線は準備、検討などの調整期間

第5章 個別施策と各主体の取り組み

ここでは、5つの基本目標ごとの個別施策と、参加・協働のあり方や環境と経済の両輪推進といった横断的取り組みに関わる区民や事業者など各主体の取り組みを示します。

第5章 個別施策と各主体の取り組み

基本目標1：人と自然が調和したまちの快適空間を創出します

1-1. 自然とのふれあいの場の創出

公園や緑地、神社仏閣などのみどりのまとまりや河川などの水辺は、都市に生息する生き物の貴重な生息・生育の場であるとともに、人々にとっても自然を感じ、やすらぎやくつろぎをもたらす空間ともなります。

個別目標	区民	事業者
①水と緑の環境整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○公園サポーターに登録するなど、公園や学校でのビオトープの維持や管理運営に積極的に関わる。 ○「神田川ファンクラブ」など川に親しむ活動に参加する。 ○「神田川親水テラス」の一般開放に参加し、河川や水生生き物とのふれあいを体験する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○水辺などでのイベントや活動などに参画・参加する。
②生物多様性に配慮した環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ビオトープに生息する生き物を見守り観察する。 ○庭やベランダなど身近な場所に、餌場や休息場所を作るなど生き物の生息環境を創出する工夫や配慮をする。 ○ペットなどの生きものを最後まで責任を持って育てる。 ○外来生物の取り扱いに注意するなど、地域の生態系に乱さないようにする。 <p><学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校ビオトープを活用して、児童・生徒への環境学習を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所の敷地や屋上などに、餌場や休息場所を作るなど生き物の生息環境を創出する工夫や配慮をする。 ○区や区民との協働事業や自然学習会などに参画・参加する。 ○外来生物の取り扱いに注意するなど、地域の生態系に乱さないようにする。
参加と協働	<ul style="list-style-type: none"> ○ビオトープや水辺空間を活用したイベントや観察会などを区と区民等が協力して開催する。 ○ビオトープの維持管理や管理運営を区と区民が協働で取り組む。 ○神田川親水テラスや神田川ふれあいコーナーを活用して区と区民が協働で観察会やイベントなどを開催する。 	
環境と経済の両輪推進	<ul style="list-style-type: none"> ○開発や建築物の建て替えに際しては、都市の生態系に配慮した計画とする。 	

このような自然とのふれあいの場を活用するとともに、生物多様性に配慮しつつ、都市生活における自然との関わりを意識しながら、快適に過ごすことのできる空間を創出します。

担当課の*印は主幹課

区

- ①-1 親水施設や河川公園などを整備するなどの充実に取り組む。
- ①-2 「神田川親水テラス」や「神田川ふれあいコーナー」などを活用して、区民が水辺環境や水生生物とふれあう機会と学習の場を提供する。
- ①-3 「みどりの基本計画」の着実な推進を図り、緑の質を高める。
- ①-4 保護樹木、保護樹林などを指定し、助成等を通じて民有地のみどりを保護する。
- ①-5 全ての区有施設において様々な手法により整備した多様なみどりを保全する。

<担当課> ①-1~4 (*みどり公園課)、①-2,5 (全課・教育委員会)

- ②-1 小学校や公共施設に整備したビオトープを適切な状態に維持管理し、児童や区民の参加と活用を促進する。
- ②-2 地域拠点ビオトープを活用して、区民が自然や生き物とふれあう機会の創出を図る。
- ②-3 区立公園や公共施設の新設や改修の機会をとらえ、生き物の生息に配慮した整備を行う。
- ②-4 おとめ山公園と隣接する公務員宿舍の跡地等をあわせた「区民ふれあいの森」を整備し、区民が自然とふれあう場を提供する。
- ②-5 関係部署が連携して、子どもを対象とした自然や生き物に関する学習会や講座等を開催する。
- ②-6 歴史と文化にゆかりのあるみどりの情報を収集し、区民等に発信する。
- ②-7 みどりの必要性や大切さを、広報誌やホームページを活用して区民等に伝える。

<担当課> ②-1~7 (*みどり公園課)、②-1~2、4~7 (全課・教育委員会)

環境指標	現状	目標
神田川親水テラスの利用者数（一般開放時）	486人(H22)	
神田川生き物実態調査における確認種数	10科21種 (H8~H22 累計)	

基本目標 1：人と自然が調和したまちの快適空間を創出します

1-2. 都市のアメニティの確保

新宿区のひとつの特長として、商業活動を中心として、多くの人が集まる「まちのにぎわい」があげられます。

個別目標	区 民	事業者
①きれいなまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみのポイ捨てや路上喫煙をしない。 ○日頃から自宅前などの道路は各自で清掃に努める。 ○地域美化清掃を定期的に行うなど、自分たちのまちは自分たちできれいにする。 ○区が計画的に実施するまち美化清掃活動や路上喫煙禁止の施策や啓発活動などに積極的に参加する。 ○町会など地域組織はまち美化清掃活動や路上喫煙禁止の啓発活動を定期的実施する。 ○区民は区や地域組織が実施するまち美化清掃活動や路上喫煙禁止の啓発活動に積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○従業者がごみのポイ捨てや路上喫煙をしないよう、周知徹底を図る。 ○日頃から事業所前などの道路は各事業者で清掃に努める。 ○事業所周辺のまち美化清掃活動を定期的に行うなど自分たちのまちは自分たちできれいにする。 ○区が計画的に実施するまち美化清掃活動や路上喫煙禁止の施策や啓発活動などに積極的に取り組み、協力する。 ○町会など地域組織が行う美化清掃活動にも地域の一員として積極的に参加・協力する。
②人にやさしい快適な道づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車利用のルール、マナーを守る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車利用を見込んだ施設の整備を図る。
③景観に配慮したまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○景観まちづくりに関する理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「景観まちづくり計画」を遵守するなど、区の景観まちづくりに協力する。

参加と協働	<ul style="list-style-type: none"> ○「ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーン」や「ごみゼロ活動」等を町会、商店会、事業者、ボランティア、各行政機関等が協働で行う。
環境と経済の両輪推進	<ul style="list-style-type: none"> ○まちの美化を推進することで、多くの来街者を迎えて豊かで活気のある経済活動を展開する。 ○町会などの地域組織と事業者が連携して生活環境活動などを行うことで、まちの質を高め、地域経済を活性化させる。

このように、「にぎわい」の中にも環境に配慮した施策を推進するとともに、それに伴う活動や取り組みを通して、都市生活における快適性（アメニティ）を確保していきます。

担当課の*印は主幹課

区

- ①-1 「春のごみゼロデー、秋のごみゼロ運動、年末クリーン作戦、ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーン」等を継続的に町会、商店会、事業者、ボランティア、各行政機関等が協働で実施して啓発を行う。
- ①-2 ポスターなどの啓発物を作成し周知を図る。
- ①-3 新宿の特色である繁華街における美化を推進するため、美化推進重点地区等の道路を業務委託により清掃する。
- ①-4 新宿区も歌舞伎町の一事業所として、様々な主体と協働で「歌舞伎町クリーン作戦」を実施する。
- ①-5 新宿区内全域が路上喫煙禁止であることを様々な啓発物を活用して周知する。
- ①-6 路上喫煙禁止の実効性を補うため、路上喫煙禁止パトロールを実施する。
- ①-7 「喫煙スポット及びその周辺」の環境を改善し受動喫煙被害を防ぐため、喫煙スポットの整備や拡充を図る。

<担当課> ①-1~7 (*生活環境課、全課・教育委員会)

- ②-1 広幅員の歩道や自転車専用道など、歩行者や自転車利用者に配慮した道づくりを行う。
- ②-2 路上不法占用物件や放置自転車、違法駐車など、歩行や自転車の通行の妨げとなる要因を排除する。

<担当課> ②-1 (*交通対策課、*道路課)、②-2 (*交通対策課)

- ③-1 「景観まちづくり計画」の着実な運用を図り景観に配慮したまちづくりを推進する。

<担当課> ③-1 (*景観と地区計画課)

環境指標	現状	目標
○ごみゼロデー参加者数	7,648人 (418団体) (H23)	
○路上喫煙率(駅周辺調査40カ所平均)	0.33% (H24.6)	
○路上喫煙率(生活道路調査30カ所平均)	0.91% (H24.6)	
○まちの快適性の満足度(アンケート)	40.9% (H24.6)	

※まちの快適性の満足度は、「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる区民アンケート調査」の「(設問)あなたの身近な環境について」のうち、「まち並みの美しさや環境に配慮した開発など、全体的なまちの快適性」についての満足度(「満足」「どちらかといえば満足」を合わせた)の割合

基本目標 2：資源循環型の社会を構築します

2-1. 3Rの推進

新宿区では、3R活動が浸透し、リサイクル活動センターにおける取り組みも活発化するなど、着実に資源循環型社会に向けて進展しています。

個別目標	区 民	事業者
①リデュース（ごみの発生抑制）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○製品購入時の製品の選択、過剰包装や不要なレジ袋の辞退、日常生活の中の無駄の見直しなど、環境負荷をできるだけ少なくするライフスタイルに変えていく。 ○新宿エコ自慢ポイントに登録し、リデュース（レジ袋等の辞退）活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの出にくい製品やリサイクルしやすい製品の開発、包装類の見直しなど、生産者責任を念頭に置いた事業を行う。 ○商品包装の簡素化に努める。 ○廃棄物管理責任者の選任や再利用計画書の作成を行う。 ○新宿区3R推進協議会に参画するとともに、「3R推進行動計画書」を作成し実践する。
②リユース（再利用）、リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○区が行う分別回収や地域住民で構成された集団回収実践団体への参加などにより、資源回収ルートを積極的に利用する。 ○雨水をためて散水するなど、環境にやさしいライフスタイルを実践する。 ○リサイクル活動センターや新宿清掃事務所が主催する環境学習や取り組みに参加する。 ○リサイクル活動センター内にある「もいちど倶楽部」やリユース家具の展示販売を利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自己処理責任において、区が行う分別回収や民間回収業者への引き渡しなど資源回収に積極的に取り組む。
参加と協働	<ul style="list-style-type: none"> ○各主体がそれぞれの役割を実行するとともに、相互の理解を深めながら、日常生活や事業活動などを行う。 	
環境と経済の両輪推進	<ul style="list-style-type: none"> ○企業や商店街などと連携し、「エコ自慢ポイント」の登録者の拡大を図る。 ○資源リサイクルに関する新製品の開発や新技術の調査や研究を推進する。 ○リサイクル活動センターにおけるリサイクルショップの普及拡大を図る。 	

ここでは、まず、そもそもの「ごみ」となるものを作り出さない取り組みを推進することにより、ごみの発生抑制を行うとともに、必要でなくなったものについても、資源として再使用、リサイクルするなど、資源循環型のライフスタイルを徹底していきます。

担当課の*印は主幹課

区

- ①-1 区民、事業者及び区による意見交換の場として「3R推進協議会」を運営し、相互に理解を深めながら、レジ袋削減対策等ごみ発生抑制に関する取り組みを推進する。
- ①-2 事業者に協力を呼びかけるとともに、区民への啓発活動を行う。
- ①-3 事業系ごみの減量及び再資源化を推進するため、事業用大規模建築物への立入指導の強化、廃棄物管理責任者の選任や再利用計画書の提出を指導する。

<担当課> ①-1~3 (*生活環境課、*新宿清掃事務所、全課・教育委員会)

- ②-1 集団回収、古紙・、びん・缶・ペットボトル・容器包装プラスチックなどの資源回収を推進し、資源化率の向上に努める。
- ②-2 金属・陶器・ガラスごみ及び粗大ごみに含まれる金属等の資源回収を実施し、資源のさらなる有効活用を図る。
- ②-3 地域住民が自主的に行う集団回収の推進のため、リサイクル活動団体への支援を実施する。
- ②-4 区有施設での雨水利用を進めるとともに、雨水利用についての普及啓発を図る。
- ②-5 新設の区有施設は、可能な限り雨水利用設備の設置に努める。

<担当課> ②-1~3 (*生活環境課、*新宿清掃事務所、全課・教育委員会)

<担当課> ②-4 (*環境対策課)、②-5 (*施設課)

環境指標	現状	目標
○区民一人1日当たりの区収集ごみ量	659g (H23)	
○ごみ収集量	76,689t (H23)	
○資源化率	21.1% (H23)	
○新宿エコ自慢ポイント登録者数	1,126人 (H23)	
○買い物の際、レジ袋を断る方が多いまたは、ほとんど受け取らない人の割合	30.6% (H23)	50% (H27)
○「もいちど倶楽部」登録者数と販売点数	2,577人 39,294点 (H23)	
○事業系ごみの減量推進のための事業用大規模建築物の立入指導件数	206件 (H23)	

基本目標 2：資源循環型の社会を構築します

2-2. ごみの適正処理

ごみの発生抑制や資源としての再使用、再生利用（3R）が重要ではありますが、それでも、資源循環の環に入らず、発生してしまうごみに関しても適正に処理することにより、クリーンで安全な環境を守っていきます。

個別目標	区 民	事業者
①産業廃棄物・建設副産物の適正処理	○環境対策に基づき、発注した通りに事業者が履行しているか確認・監視する。	○発生材の現場利用や再資源化の積極的な活用に努め、適正処理に対する自己責任を徹底する。
②不法投棄対策	○不法投棄は犯罪行為であり、住環境悪化の一因ともなることから、区と連携して不法投棄を許さない地域づくりに取り組む。（区民パトロール）	○排出した廃棄物が不法投棄の原因とならないよう、最終処分までの処理過程をしっかりと把握する。
参加と協働	○各主体が連携して、環境情報を交換するなど、監視体制の強化を図る。	
環境と経済の両輪推進	○建設副産物の再資源化に関する新技術の調査や研究を推進する。	

担当課の*印は主幹課

区

- ① 工事に際しては、環境負荷への影響を配慮し、廃棄物の発生を抑制するとともに、事業者に対しては、適正処理の監督強化及び再資源化の促進を図る。

<担当課> ① (*施設課、*みどり公園課、*道路課)

- ②-1 不適正排出集積所への指導強化として、警告シールの貼付、看板の掲示、周辺への注意ビラの配布等により、再発防止に取り組む。不法投棄が再発する集積所については、夜間・早朝パトロール等による排出者指導を行うとともに、悪質なケースは警察への告発も見据えて厳しく対応する。
- ②-2 道路における不法投棄については、警告シールの貼付や警告板の設置などにより再発防止に取り組む。また、不法投棄が再発する箇所については、パトロールを強化する。
- ②-3 公園内における不法投棄については、警告シールの貼付や看板の掲示などにより再発防止に取り組む。また、不法投棄が再発する箇所については、職員が重点的に巡回し指導を行うとともに、維持修繕の中で物理的に不法投棄をしにくくするなどの対応を行う。

<担当課> ②-1 (*新宿清掃事務所)、②-2 (*交通対策課)、②-3 (*みどり公園課)

環境指標	現状	目標
○区発注工事における特定建設資材廃棄物の再資源化率	要確認	99%以上 (将来)

基本目標 3：身近な生活環境の安全安心を守ります

3-1. 公害対策

新宿区では、環境監視の的確な実施や規制指導の充実により、大気汚染や水質汚濁といったいわゆる都市型公害は改善傾向にあります。今後とも、監視体制、規制指導の充実を図り、区民の健康を守る安全安心な環境を維持していきます。

個別目標	区 民	事業者
① 環境監視及び公害の監視・規制指導の充実	○環境に関する知識を持ち、周辺環境への関心を高める。	○事業活動が環境に及ぼす影響を考慮し、環境に配慮した事業活動を行う。
② 生活型公害の対策促進	○繁華街などでの悪臭や騒音については、地域住民として監視する意識、監視する目を持ち、抑止効果を高める。	○ビルピット臭の発生要因を理解し、事業所建物の排水槽を適切に管理することにより、地域の臭気対策に協力する。
参加と協働	○各主体が把握している環境情報を相互に交換しながら、区全体の環境を確認し、改善方策を検討する。	
環境と経済の両輪推進	○低公害型の技術開発を推進する。	

一方で、近年、環境公害の苦情件数が増えている飲食店などからの悪臭対策や、建設工事、繁華街における騒音対策など、新宿区の特長である「まちのにぎわい」と表裏一体の生活型公害に対しても、区民、事業者、区が一体となって対策を推進していきます。

担当課の*印は主幹課

区	
<p>①-1 大気・水質・騒音等、各種汚染状況等を的確に把握し、環境基準等の適合状況を評価するとともに、結果に関する情報提供と汚染防止の普及啓発を行う。</p> <p>①-2 大気汚染等による被害対策については、呼吸器疾患の治療や健康回復に役立つ情報を区民に提供するとともに発症予防のための指導、健康被害者に対する療養相談を行う。</p>	<p><担当課> ①-1 (*環境対策課)、①-2 (*健康推進課)</p>
<p>②-1 良好な生活環境維持のため、飲食店などからの悪臭や建設現場、繁華街における騒音などについて、監視体制を強化するとともに、規制誘導を図る。</p>	<p><担当課> ②-1 (*生活環境課)</p>

環境指標	現状	目標
○環境基準 100%達成	大気及び騒音の一部を除き適合	100%達成 (将来)
○苦情処理の指導満足度	69% (H23)	

基本目標 3：身近な生活環境の安全安心を守ります

3-2. 有害汚染物質の適正管理等

近年、事業者と区民による化学物質の環境配慮への取り組みにより、有害汚染物質に関する情報公開が進みつつあります。しかし一方で、VOC やアスベストなど、新たな有害汚染物質による問題も発生しています。

個別目標	区 民	事業者
①有害化学物質対策の実施	○事業者・区が公表する化学物質の排出状況に関心を持って情報を収集し、的確に判断する。	○事業所で使用する化学物質を適正に管理し、環境への排出量の低減に努める。
②災害によるリスクの軽減	○有害化学物質の情報収集などに努める。	○有事に備え、化学物質を適正に管理し、環境への排出量の低減に努める。
参加と協働	○各主体が把握している情報を相互に交換しながら、化学物質に対するリスクの低減を図っていく社会システムの構築を目指す。	
環境と経済の両輪推進	○有害化学物質を含まない製品の開発などを推進する。	

ここでは、有害汚染物質（VOCやアスベスト、広くは放射能汚染も含む）に関して、情報の提供や事業者への助言、指導など、確実に適正な管理を行っていきます。

担当課の*印は主幹課

区	
<ul style="list-style-type: none"> ①-1 事業所における化学物質（揮発性有機化合物（VOC）など）の排出状況を把握し、事業所に対し適正な管理を指導するとともに、把握したデータを区民にわかりやすく情報提供する。 ①-2 工場・指定作業場の廃止時における、土壌汚染対策の適切な助言・指導を行うとともに、土壌汚染対策に関する情報の提供を行う。 ①-3 道路や橋梁等の付帯構造物を塗装する際に、光化学スモッグ等の原因物質のひとつになる揮発性有機化合物（VOC）の含有量の少ない低VOC塗料を使用するなど、大気汚染防止を図る。 ①-4 民間建築物の所有者等に対し、アスベスト含有調査及び吹付けアスベスト除去等工事の実施について啓発や助言・指導、助成を行う。 	<p style="text-align: center;"><担当課> ①-1～2（*生活環境課）、①-3（*道路課）、①-4（*建築指導課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ②-1 福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能汚染に対応し、空間放射線量測定や測定器の貸出しを行う。 ②-2 地域防災計画等に基づき、適切な対応を図る。 ②-3 放射能汚染に対応し、空間放射線量定期測定を行う。 ②-4 放射性物質検査機器を導入し、区内の保育施設・小中学校等の給食（調理済みの食品）について、放射性物質のスクリーニング検査を行う。 	<p style="text-align: center;"><担当課> ②-1（*生活環境課）、②-2（*危機管理課）、②-3（*環境対策課）、②-4（*衛生課）</p>

環境指標	現状	目標
○有害汚染物質対策の満足度（アンケート）	31.2% (H24.6)	
○アスベスト含有調査及び吹付けアスベスト除去等工事の補助金助成件数	4件 (H23)	15件 (H27)

※まちの快適性の満足度は、「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる区民アンケート調査」の「(設問) あなたの身近な環境について」のうち、「有害汚染物質（有害化学物質、放射能等）対策」についての満足度（「満足」「どちらかといえば満足」を合わせた）の割合

基本目標4：地域に根ざしたエネルギーの確保と効率的利用を推進します

4-1. 創エネの推進

新宿区は多数の人、建物や施設が集積しており、小さな取り組みでも多くの人に関わることによって、大きな効果を得ることも可能です。

個別目標	区 民	事業者
①省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネナビやエコチェックダイアリー等を活用するなど、日常生活を省エネスタイルにする。 ○LED照明や省エネ型の家電製品を購入するよう努める。 ○新宿エコ隊に登録し、積極的な省エネ活動や情報収集に努める。 ○区が主催する節電イベントなどに積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギー診断を活用するなどオフィスの省エネ化を推進する。 ○LED照明や省エネ型のOA機器の導入を図る。 ○新宿エコ隊に登録し、積極的な省エネ活動や情報収集に努める。 ○区が主催する節電イベントなどに積極的に参加する。
②再生可能エネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ○新エネルギー及び省エネルギー機器導入補助金制度などを活用し、住宅への太陽光発電システム、太陽熱温水器・太陽熱給湯システムの導入を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新エネルギー及び省エネルギー機器導入補助金制度などを活用し、事業所への太陽光発電システム、太陽熱温水器・太陽熱給湯システムの導入を図る。
③未利用エネルギーの活用検討	<ul style="list-style-type: none"> ○未利用エネルギーを活用した機器の導入を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市排熱、下水道熱等の調査・検討を行う。

※未利用エネルギーには、「生活排水や中・下水の熱」「清掃工場の排熱」「超高圧地中送電線からの排熱」「変電所の排熱」「河川水・海水の熱」「工場の排熱」「地下鉄や地下街の冷暖房排熱」「雪氷熱」等があります。

参加と協働	<ul style="list-style-type: none"> ○各主体が協働で省エネルギーを推進し、見える化など情報や結果の共有を図る。 ○住民間の連携や企業間の連携など、地域に即した地域分散型のエネルギーの創出に努める。 ○産官学が連携し、新技術の研究開発や普及の推進を図る。
環境と経済の両輪推進	<ul style="list-style-type: none"> ○エネルギー使用量の「見える化」機器の研究、開発を推進する。 ○省エネ、省資源による家計負担の軽減や事業経費の削減を図る。 ○再生可能エネルギー、未利用エネルギーを活用した機器の導入促進、新たな機器の研究、開発を図る。 ○環境分野への新規参入など、新たな雇用の創出を図る。

こうした特徴を活かし、省エネルギーや再生可能エネルギーを活用などにより、取り組み効果の大きい「創エネ」を推進します。

担当課の*印は主幹課

区
<p>①-1 身近な省エネ行動を始めるきっかけとなるよう、「新宿エコ隊」の登録数を増やし、「みどりのカーテン」の普及、「新宿打ち水大作戦」などの事業を実施する。</p> <p>①-2 省エネ、節電行動を実践する。</p> <p>①-3 区有施設への省エネ機器の導入の他、BEMS（ビルエネルギー管理システム）の導入等、エネルギー消費量の見える化を図る。</p> <p>①-4 事業者の省エネ行動を促進するため、省エネルギー診断や環境マネジメントシステム認証取得助成等、中小事業者向けの各種事業を実施し、普及啓発に努める。</p> <p>①-5 商店会等が実施する、商店街路灯のLED 街路灯への設置・切替や、ソーラー・ハイブリッド型街路灯の設置・切替等の商店街における環境対策への取組みに対し、必要な費用について助成を行い、支援する。</p> <p>①-6 街路灯をエネルギー効率の良い省エネタイプ機器への改修、効果的位置への再配慮をしていく。</p> <p><担当課> ①-1~4（*環境対策課）、①-5（*産業振興課）①-6（*道路課）（全課・教育委員会）</p>
<p>②-1 区有施設や学校への太陽光発電システム、太陽熱温水器・太陽熱給湯システムの導入を図る。</p> <p>②-2 住宅用再生可能エネルギー機器等の導入について、経費の一部を補助する。</p> <p>②-3 事業者用太陽光発電システムの導入について、経費の一部を補助する。</p> <p>②-4 省エネルギー診断で導入を推奨された事業者業務用設備等の経費の一部を補助する。</p> <p style="text-align: right;"><担当課> ②-1~4（*環境対策課）、②-1（*施設課）</p>
<p>③-1 区有施設や学校への都市排熱、下水道熱等の積極的な活用を検討する。</p> <p>③-2 小学校などで清掃工場の排熱発電による電力購入・利用の促進を図る。</p> <p style="text-align: right;"><担当課> ③-1~2（*環境対策課、*施設課）</p>

環境指標	現状	目標
○一人あたり電気使用量（年 or 日）	要確認	↓
○省エネナビ貸し出し数	70 台 （現在貸し出し件数）	↑
○省エネルギー診断実施事業者数	7 件 （H23）	↑
○街路灯のLED化基数	33 基 （H23）	15 年間で 4,800 基
○区有施設への雨水タンク設置数	36 箇所 （H20~H23 累計）	↑

基本目標 4：地域に根ざしたエネルギーの確保と効率的利用を推進します

4-2. 地域エネルギーマネジメントの構築

スマートコミュニティの形成に向け、関連機器の導入・開発促進を図るとともに、街区ごとでのエネルギーの高効率化を図るなど、地域エネルギーマネジメントシステムの構築を推進します。

個別目標	区 民	事業者
①関連機器・設備の導入・開発促進	○スマートメーターから得られる情報（エネルギー消費の見える化）をうまく活用したライフスタイルをおくる。	○一般家庭や事業所におけるスマートメーターの設置普及を図る。 ○スマートメーターの更なる効率化・低価格化に向けた研究開発を行う。
②地域エネルギーマネジメントの構築推進	○スマートコミュニティなどについての情報収集を図るなど、低炭素街区の形成に向けた社会動向への意識を高める。 ○HEMS（ホームエネルギー管理システム）の導入等によりエネルギー使用量の削減を進める。	○地域エネルギーマネジメントの構築に向けた機器やシステムなどの研究開発を行う。 ○BEMS（ビルエネルギー管理システム）の導入等によりエネルギー使用量の削減を進める。
③蓄電などによるリスク管理	○家庭用蓄電池やV to Hなどの機器の導入を図る。	○自家発電システムの導入などを推進する。

参加と協働	○地域エネルギーマネジメントの構築に向けて、産官学が連携し、機器やシステムなどの研究開発を進める他、一般家庭や事業所などへの導入など積極的な普及促進を図る。
環境と経済の両輪推進	○地域エネルギーマネジメントのための新技術の研究、新製品の開発など、企業の環境分野への新規参入を促すとともに、新たな雇用も創出する。

担当課の*印は主幹課

区	
①-1 スマートメーターの普及啓発を図る。	<担当課> ①-1 (*環境対策課)
②-1 高効率エネルギー利用に対応した都市構造の形成を図る。 ②-2 スマートコミュニティ、スマートシティなどの低炭素街区の形成促進を図る。 ②-3 地域冷暖房の推進を図る。	<担当課> ②-1~3 (*環境対策課、*都市計画課)
③-1 生活スタイルを省エネ型にし、且つ再生可能エネルギーの導入や自家発電により、地域分散型エネルギーの確保に努める。	<担当課> ③-1 (*環境対策課)

環境指標	現状	目標
○再生可能エネルギー等の補助金助成件数	1,193件 (H21~23累計)	
○区有施設への太陽光発電設備機器の設置数	6施設 (H20~H23累計)	

基本目標5：地域・地球環境に配慮した都市づくりを進めます

5-1. 地球温暖化対策の推進

「新宿区地球温暖化対策指針」とも連動しながら、温室効果ガス削減のための仕組みづくりなど、着実に効果的な取り組みを展開し、低炭素型のライフスタイルを実現するための施策を推進します。

個別目標	区 民	事業者
① 温室効果ガス削減のための仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○CO₂の排出が少ない機器を使用する。 ○「新宿の森」での森林保全体験などに積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○CO₂の排出が少ない事業活動を行う。 ○森林保全体験などに積極的に関与する。
② 低炭素な暮らしに向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○鉄道などの公共交通や自転車を利用する。 ○エコカー（電気自動車・ハイブリッド車など）に買い替える。 ○マイカーの使用を控え、公共交通機関を利用するなど自動車利用に関するルールを守り、車社会のあり方や低公害車について理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○通勤・出張は公共交通を利用する他、短い距離の移動は自転車を利用する。 ○エコカー（電気自動車・ハイブリッド車など）に買い替える。 ○事業用車両の使用にあたっては、アイドリングストップの徹底を図るとともに、共同輸配送システム、物流システムを検討し、効率的な自動車利用を図る。 ○各種自動車利用に関する規制を遵守する。

参加と協働	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全に関する各種の普及啓発事業を通じて、多くの主体の連携と協働により、地球環境保全の仕組みを考え実践する。 ○「新宿の森」提携都市との交流を通じた、区民・事業者の積極的な係わりを促す。 ○産官学が連携し、対応策の研究、普及の推進を図る。
環境と経済の両輪推進	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーン購入の推進や、カーボンフットプリント制度を活用した製品の開発や購入を推進する。 ○「新宿の森」提携都市と連携したエコツーリズムの展開を図る。 ○次世代自動車の開発・普及や充電施設などのインフラ整備を図る。

担当課の*印は主幹課

区
<p>①-1 区有施設や学校への太陽光発電システム、太陽熱温水器・太陽熱給湯システムの導入を図る。(再掲)</p> <p>①-2 伊那市、沼田市、あきる野市の「新宿の森」での間伐・植林活動や森林保全を支援し、カーボンオフセットによる区内のCO₂削減の仕組みづくりを検討・推進する。</p> <p>①-3 新しい都市づくりのための都市開発諸制度を活用した街づくりの推進を図る。</p> <p>①-4 学校等の太陽光発電の設置を推進する。</p> <p style="text-align: center;"><担当課> ①-1~2 (*環境対策課)、①-3 (*地域整備課) ①-4 (*教育委員会)</p>
<p>②-1 庁有車へのエコカー(電気自動車・ハイブリッド車など)の導入を図る。</p> <p>②-2 次世代自動車(プラグイン・ハイブリッド車、燃料電池自動車など)の充電施設などの基盤整備を促進する。</p> <p>②-3 公共交通機関の利用、自動車利用に関するルールについて普及啓発に努める他、環境にやさしい車の普及を図る。また、駐車場設置者等に対して、アイドリングストップの掲示をするなどの環境に配慮した運営を指導する。</p> <p style="text-align: center;"><担当課> ②-1~3 (*環境対策課、*交通対策課、*都市計画課、全課・教育委員会)</p>

環境指標	現状	目標
○温室効果ガス排出量(H2年度比)	+17.5% (H21)	-25.0% (H32)
○公用車へのエコカー導入数	要確認	
○新宿の森提携自治体数及び対象森林面積	2,239人 (H24.3)	

基本目標 5：地域・地球環境に配慮した都市づくりを進めます

5-2. ヒートアイランド対策の推進

ヒートアイランド現象を、都市構造の改善といった「緩和策」と区民や事業者の配慮行動にもとづいた「適応策」の2つで対策していきます。

個別目標	区 民	事業者
① 都市構造の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○屋上緑化・壁面緑化の実施に努め、みどりのカーテンプロジェクトなどに参加する。 ○公共施設の緑化に際しては、植え付け作業や維持管理に参加する。 ○ヒートアイランド現象に対する正確な知識を持ち、都市構造の改善に合わせたライフスタイルを実践する。 ＜学校＞ ○校庭の芝生化、屋上緑化、みどりのカーテンなどエコスクールの整備を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○屋上緑化・壁面緑化の実施に努め、みどりのカーテンプロジェクトなどに参加する。 ○人的な参加に限らず、経費負担などの方法でも緑化推進に参加していく。 ○事業活動や建築物等の人工排熱の削減に努める。
② 適応策の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ○クールビズや日傘の利用など自分できる熱中症予防策など講ずる。 ○「新宿打ち水大作戦」などのイベントに積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員への周知徹底を図る。 ○「新宿打ち水大作戦」などのイベントの協賛、支援などを行う。
参加と協働	<ul style="list-style-type: none"> ○公園サポーターや道のサポーターの拡充など、公共施設や街路樹等の維持管理を区民や事業者と協働で行う。 ○「新宿打ち水大作戦」などのイベントを区民・事業者・区などが連携して行う。 	
環境と経済の両輪推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ヒートアイランド対策に係わる新技術の研究、新製品の開発などを推進する。 	

担当課の＊印は主幹課

区

- ①-1 風の道を考えたまちづくり（「水とみどりの環」の形成、「七つの都市の森」の保全・拡充、「風のみち（みどりの回廊）」の整備）を行う。
- ①-2 民間施設の屋上・壁面緑化を「空中緑花」と位置付け、助成や啓発を図る。
- ①-3 新宿のシンボルとなる「りっぱな街路樹」のある道路空間を目指し、道路整備事業等にあわせて緑量のある街路樹を整備する。
- ①-4 みどりのカーテンプロジェクトを通じて普及啓発を図る。
- ①-5 校庭芝生化、屋上緑化、みどりのカーテンなどを推進する。
- ①-6 環境に配慮した道路舗装（遮熱性舗装）を実施することで、ヒートアイランド現象の抑制を目指す。
- ①-7 都市開発等計画策定時には、緑化を推進し、ヒートアイランド現象や地球温暖化を防止し、大気汚染や騒音・振動などの公害を起こさないよう配慮する。

<担当課> ①-1～2（＊みどり公園課）、①-3,6（＊道路課）、①-4（全課）
①-5（＊教育委員会）、①-7（＊都市計画課）

- ②-1 熱中症の予防などヒートアイランド現象の適応策についての情報提供を行う。
- ②-2 「新宿打ち水大作戦」などのイベントを実施する。
- ②-3 熱中症の予防と対応について、広報しんじゅく、区ホームページを通し、普及啓発を図る。

<担当課> ②-1～2（＊環境対策課）、②-3（＊健康推進課）、②-1～3（全課・教育委員会）

環境指標	現状	目標
○緑被率	17.87% (H22)	25% (将来)
○環境配慮型舗装の整備面積	22,326㎡ (H23)	(1,000㎡/年)
○みどりのカーテンの設置件数	913件 (H23)	
○打ち水大作戦参加件数、参加人数	67件 約 15,000人 (H23)	

第6章 推進体制と進行管理

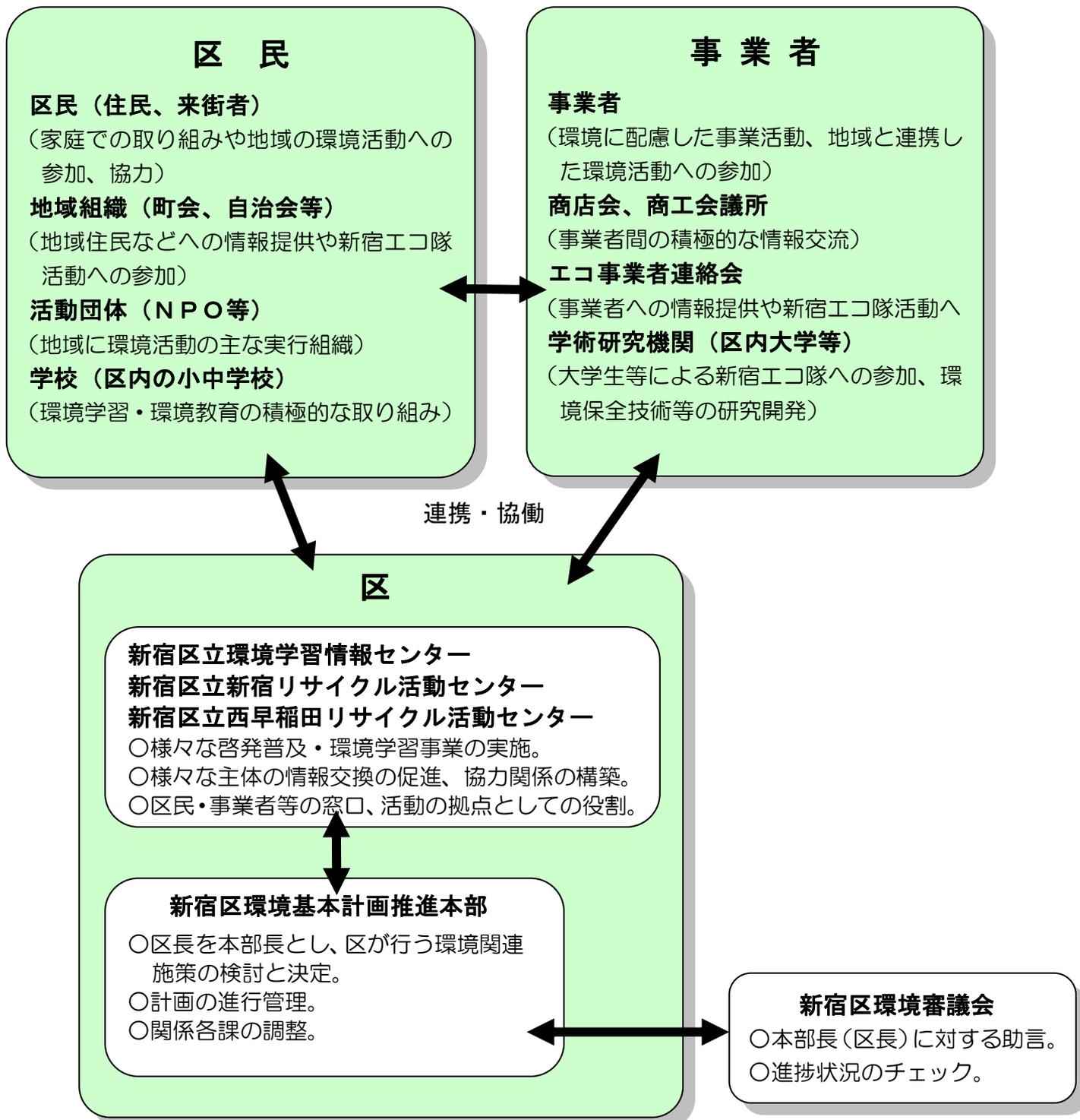
ここでは、本計画に掲げられている重点的な取り組みや各種施策が着実に実施され、適切で確実な進行管理を行うための推進体制について示します。

第6章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

各種施策や取り組みの実行は区民・事業者・区の3者の連携・協働により、着実に推進していきます。

区は、下図に示すように新宿区に根ざした活動や取り組みを行っている既存の組織や会議体と連携した推進体制を構築し、環境学習情報センターを拠点として、区民・事業者と区が連携・協働して行う取り組みを支援していきます。



2 計画の進行管理

計画の進行管理は、新宿区環境基本計画推進本部が中心となり、以下の「PDCAサイクル」によって、基本理念及び目指すべき環境像の実現に向けた継続的な管理を行っていきます。

① 計画（P：Plan）

計画の策定や見直しによって、基本理念及び目指すべき環境像を実現するための行動目標を設定していきます。

② 実行（D：Do）

計画に基づいて、区民・事業者・区が、環境学習情報センターを拠点として、区内各地で具体的な取り組みを行います。

③ 評価（C：Check）

基本理念及び目指すべき環境像が実現に向かっているかを、基本目標ごとに定められた環境指標や重点的な取り組みにおける達成目標によって評価します。

なお、これら目標に係わる数値などは毎年「環境白書」を通じて、区民・事業者に公表します。また、必要により、各種活動団体からなる円卓会議や区民討議会を開催するなど、広く意見を聴取し、評価に反映させていきます。

④ 見直し（A：Action）

評価の結果に基づき、施策の実施方法などを見直すほか、必要に応じて重点的な取り組みの見直しや新たな取り組みを検討していきます。

